

NIPPONKOA
L I F E
2009

日本興亜生命の現状

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料です。また、当社のホームページ上にも全項を掲載しています。
<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>



日本興亜生命

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えできる企業を目指し、
様々な取組みを進めてまいりました。

このような当社の方針と取組み、事業の概況、財務状況等をご理解いただくため、
このたび、本誌「日本興亜生命の現状2009」を発行いたしました。

当社をご理解いただくうえで、本誌がその一助となるよう、
当社の現状についてわかりやすくご説明しておりますので、
ご高覧いただければ幸いに存じます。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

CONTENTS

I. はじめに

I-1 トップメッセージ	2
I-2 日本興亜生命の概要	4
I-3 中期経営計画	6
I-4 トピックス	7

II. 平成20年度事業概況

II-1 平成20年度における事業概況および 平成21年度の取組みについて	10
II-2 主な経営指標	12
II-3 エンベディッド・バリュー	16

III. 経営について

III-1 お客様の信頼確立に向けた取組み	20
III-2 お客様満足度向上に向けた取組み	25
III-3 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介	31
III-4 コーポレート・ガバナンス態勢	32
III-5 利益相反管理方針の概要	37
III-6 反社会的勢力排除に向けた取組み	38
III-7 監査・検査態勢	39
III-8 リスク管理態勢	40
III-9 コンプライアンス（法令等遵守）態勢	43
III-10 第三分野における責任準備金の確認	45
III-11 お客様情報の保護	46
III-12 生命保険契約者保護機構	48

IV. CSRの取組み

IV-1 日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）	52
IV-2 環境問題への取組み	52
IV-3 社会貢献活動	53

V. お客様へのサービスのご提供

V-1 ご契約までの流れ（アプローチからご契約の成立まで）	56
V-2 保険金・給付金のお支払いまでの流れ	57
V-3 商品ラインナップ	58
V-4 代理店教育・研修および支援制度	61
V-5 ご契約者に対する情報提供の実態	63
V-6 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法	65

資料編

I 保険会社の概況及び組織	71
II 保険会社の主要な業務の内容	76
III 直近事業年度における事業の概況	77
IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	87
V 財産の状況	88
VI 業務の状況を示す指標等	105
VII 保険会社の運営	133
VIII 特別勘定に関する指標等	133
IX 保険会社及びその子会社等の状況	133

I. はじめに

[目次]

I-1 トップメッセージ	2
I-2 日本興亜生命の概要	4
(1) 経営方針.....	4
(2) 主な業務の内容	4
(3) 日本興亜保険グループの一員として	5
(4) 会社概要.....	5
I-3 中期経営計画	6
I-4 トピックス	7

I. はじめに

I-1 トップメッセージ

ごあいさつ

平素より、日本興亜生命に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2008年度の日本経済は、米国のサブプライム住宅ローン問題を契機に始まった国際金融市場の混乱を受け、経済の先行き不透明感が強まり、停滞色の強い経済情勢となりました。

また、生命保険業界では医療保険など第三分野商品の販売が好調となる一方で景気低迷に加え、少子高齢化を背景とした団塊ジュニア層における顧客獲得競争の激化などにより、死亡保障分野においては、引き続き新契約が伸び悩み、全社計で保有契約高は減少しました。

こうした中、当社はお陰さまをもちまして、2008年度末で個人保険保有契約高4兆円の事業規模となり、開業以来の念願であった標準責任準備金を積み終えることができました。これもひとえに皆様のご支持、ご支援の賜物と深く感謝しています。

＜平成20年度のお客様の信頼確立に向けた取組み＞

当社の行動指針である「すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます」を全役職員が改めて認識し、お客様の信頼確立に努めてまいりました。

当社ではこれまでもお客様の声を真摯に受け止め、業務改善につなげていく仕組みの構築に努めていましたが、「お客様の安心・利便の向上」を図るため、より一層の業務品質の向上に取り組んでまいりました。

商品面においては、常に原点をお客様におき、お客様ニーズや社会の変化に応じて保険商品の見直しを行い、環境変化に適合した最良の保険商品を提供することにより、お客様に最高の安心と満足を提供できるとの考えのもと、平成20年8月にわかりやすく、充実した保障として、新型の医療保険「ホッとメディカル」を販売しました。

また、平成21年2月には利用者の声にお応えし、当社の主力商品である「新収入保障保険」に「リビングニース特約」付加の取扱いを開始するなど、消費者ニーズに対応した保障の提供に努めてまいりました。

募集プロセスにおいては、業務委託先である日本興亜損害保険の営業課支社の社員との連携を強化しながら、お客様に対する適切な説明責任の遂行を含めた「新販売勧誘ルールの完全定着」等を徹底するとともに、コンプライアンスを中心とした代理店・募集人の資質向上に向けた取組み推進に努めてまいりました。

＜平成21年度の取組み＞

標準責任準備金を達成したことにより、当社は新たな「成長段階」に移行し、日本興亜保険グループのコア事業として、一段と高いステージに挑戦し、より活力に満ちた会社に変革していく大きなチャンスの時を迎えております。

このような中、日本興亜保険グループは保険業の公共性に鑑み、健全・堅実な経営を前提として社会に貢献できる企業を目指し、2009年度より新中期経営計画（2年間）をスタートしました。

当社は引き続き「規模の拡大」および「企業価値と収益性の向上」を目標とし、「社会への貢献」「質の向上」「収益の向上」を三本柱とした戦略を着実に実行し、安定的な経営基盤の確立を図ってまいります。

特に、お客様とのあらゆる接点業務における業務品質の向上が何より目指すべきものと考え、品質にこだわった業務運営を行ってまいります。

最後になりますが、当社は、お客様起点に立った保障・サービスの提供ならびにコンプライアンスの徹底を前提として、公正で誠実な取組みを展開することで、お客様から「優れた企業」と評価される生命保険会社、そして、お客様や代理店の皆様から信頼され、存在感のある会社を目指して取り組んでまいります。

今後も皆様には変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成21年7月

取締役社長

橋本和生



I-2 日本興亜生命の概要

(1) 経営方針

当社は、日本興亜保険グループの企業理念と行動指針に従い、会社経営を行っていきます。

企業理念

日本興亜保険グループは、
自主独立の精神と自由闊達な社風のもと
時代を動かす新しい発想とたゆまぬ努力で
豊かで健全な社会の発展に貢献します。

行動指針

- 1.すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます。
- 2.企業価値の向上と情報開示に努め、株主の皆様の期待に応えます。
- 3.高い企業倫理に基づき、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開します。
- 4.自由に意見を表明し、それを具現化する活力溢れる企業風土を築きます。
- 5.代理店とともに、お客様に最高の安心と満足を提供します。

(2) 主な業務の内容

当社は、日本興亜損害保険株式会社の全額出資の会社であり、日本興亜保険グループの生命保険部門としてお客様への総合保険サービスを提供するための一翼を担っています。

① 保険契約の引受

日本興亜損保の代理店約30,000店のうち、生命保険代理店として登録された約6,000店を中心とした販売チャネルにより、生損保総合販売を通じてお客様のニーズにあった、総合的にリスクをカバーする保険商品の提供に努めています。

また、これら代理店に対しては、お客様の多様なニーズにお応えするコンサルティング力を高めるために、販売実践型の研修を継続的に実施しています。

アンダーライティング面では、健全性を確保するべく適正な危険選択を重視した業務運営を指向しています。一方で、お客様へのサービス内容の充実に努め、お客様から一層高い信頼が得られるよう社内体制の強化を図っています。

② 資産運用

お客様からお預かりした保険料を安定的かつ確実に運用するため、安全性を重視したうえで長期にわたり安定的な運用収益を確保するべく、公社債投資を中心とした運用を行っています。

また、運用にあたっては、流動性を確保しつつ、信用リスクを吟味したうえで各資産・銘柄の利回りを比較しながら、より有利な資産配分を行うことで、運用収益の拡大を図っています。

③他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

当該業務は行っておりません。

なお、当社は日本興亜損害保険株式会社に対して生命保険業務に係る業務の代理または事務の代行を委託しています。

(3) 日本興亜保険グループの一員として

当社は、日本興亜保険グループの生命保険部門としてその一翼を担う日本興亜損害保険株式会社100%出資の生命保険会社です。日本興亜保険グループは「安心を提供する事業」として損害保険業界では既に100年以上の歴史を持ち、その中で積み重ねた信用を受け継いでお客様との信頼関係を発展させます。

お客様にとっては、将来の保障や安心を得るための手だてとして「生命保険」と「損害保険」は不可欠なものです。生保と損保を組み合わせることによって、個人の方々に対しても企業の皆様に対してもトータルな視点でよりきめ細かい総合リスク管理が可能となります。日本興亜生命は、お客様にとって最良の総合保障は何かを考え、最も適切なリスク管理手法を提供いたします。

(4) 会社概要

(平成21年3月31日現在)

- 設 立 平成8年8月8日
- 資 本 金 200億円
- 総 資 産 4,290億円
- 保有契約高 5兆194億円（個人保険・個人年金保険・団体保険の合計）
- 本社所在地 東京都中央区築地三丁目4番2号
- 取締役社長 橋本 和生（平成21年6月25日就任）
- 社 員 数 472名
- 営 業 拠 点 国内10ヶ所

I-3 中期経営計画

2009～2010年度 日本興亜保険グループ「中期経営計画」

～保険ビジネスを核として、社会と環境にやさしい、安心と安全を提供する企業を目指して～

2009～2010年度「中期経営計画」は、収益拡大に向けた基礎固めをし、将来に向けた成長分野への布石を打つ期間と位置づけており、早期に収益基盤強化を図るため、計画期間を2年間としております。

日本興亜保険グループは、保険業の公共性に鑑み、健全・堅実な経営を前提として社会に貢献できる企業を目指しております。

中期経営計画についても、「社会への貢献」「質の向上」「収益の向上」を三本柱とした戦略を着実に実行し、企業価値の向上を図ることを基本的な考え方としております。

日本興亜保険グループ 中期経営計画の内容

1. 社会への貢献

◆全ての事業活動において「環境問題」等の社会的課題を踏まえた対応を行うとともに、社会からの要請に応える取組みを行うことで、広く社会への貢献を行います。

2. 質の向上

◆透明性の高いガバナンス態勢の構築など、経営品質の向上を図ります。

◆商品開発から販売、保険金支払に至るあらゆる品質を向上させ、お客様に安心と安全を提供します。

3. 収益の向上

◆収益向上の取組みを通じて創出されたグループ利益を、あらゆるステークホルダーへの還元と成長分野への投資にバランスよく分配することにより企業価値を高めます。



I-4 トピックス

1. 新型医療保険「ホッとメディカル」を発売しました。

新型の医療保険「ホッとメディカル」（正式商品名:医療保険08）を開発し、2008年8月2日より発売しました。

最新の医療技術に対応し、お客さまのニーズに根ざした保障をわかりやすい形でご提供することをコンセプトとして、本商品を開発しました。

本商品の主な特長はつぎのとおりです。

特長1 健康保険の対象となるほとんどの手術が手術給付金の支払対象

公的医療保険または先進医療の対象となるほとんどの手術、放射線治療を手術給付金の対象としました。（公的医療保険の対象となる手術であっても支払対象外となるものがあります。）

特長2 がん入院は無制限

がんによる入院については、1入院については無制限、通算の支払限度日数には算入しないこととしました。

特長3 短期入院についてもしっかりサポート

いわゆる“日帰り入院”から、入院給付金の支払対象としました。また、入院給付金日額3日分の入院サポート給付金を新設しました。

特長4 定期タイプは、更新時に終身タイプへの変更が可能

定期タイプの場合、更新の際に終身タイプに変更して更新することが可能になりました。

特長5 わかりやすく充実した給付でバックアップ

先進医療にかかる費用の額を実額で給付する「先進医療特約（MO8）」を新たに開発しました。また、「特定疾病診断給付金特約（MO8）」の急性心筋梗塞・脳卒中での給付金の支払事由を、当該疾病の治療を目的として入院することに変更しました。

2. 新収入保障保険へのリビング・ニーズ特約付加の取扱いを開始しました。

2009年2月2日より新収入保障保険（正式商品名:無解約返戻金型収入保障保険）へのリビング・ニーズ特約付加の取扱いを開始いたしました。

リビング・ニーズ特約は、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、将来の保険金の支払いにかえて、特定状態保険金をお支払いする特約で、被保険者生存中の治療にかかる医療費用や治療中のご家族の生活資金等にご利用いただけます。

なお、2009年2月1日以前の新収入保障保険のご契約にもリビング・ニーズ特約を中途付加することができます。

（※）この特約に対する保険料は不要です。

Ⅱ. 平成20年度事業概況

[目次]

Ⅱ－１ 平成20年度における事業概況および 平成21年度の取組みについて	10
Ⅱ－２ 主な経営指標	12
(1) 主な経営指標の推移	12
(2) 主な経営指標	13
Ⅱ－３ エンベディッド・バリュー	16
(1) エンベディッド・バリューの概要	16
(2) 平成20年度末EV	16
(3) 主要な前提条件	16
(4) 前提条件を変更した場合の影響(感応度)	17
(5) EVの増減要因	17
(6) その他	17

Ⅱ．平成20年度事業概況

Ⅱ－１ 平成20年度における事業概況および平成21年度の取組みについて

平成20年度のわが国経済は、上期までは米国のサブプライム住宅ローン問題を契機に始まった国際金融市場の混乱の影響を受けつつも、相対的に安定して推移してきましたが、下期になると米欧の金融混乱の影響をより強く受けるようになり、減速傾向が強まる展開となりました。

このような経済情勢のもと、株式市場は6月中旬までは堅調に推移しましたが、6月下旬以降は一転して軟調な展開となり、日経平均株価は平成21年3月上旬には7千円台前半まで下落しました。

また、長期金利（10年国債金利）は、6月中旬には一時1.89%まで上昇しましたが、その後は、国内の景気悪化に対する懸念や米国の金融不安を背景に、12月下旬まで一転して低下する展開となりました。

生命保険業界におきましては、医療保険など第三分野商品の販売が好調となる一方で、死亡保障分野においては、引き続き新契約高が伸び悩み、保有契約高は減少しました。

このような情勢のもとで、当社は中期経営計画『**KAKUSHIN**（革新・核心・確信）』の最終年度として、高収益体質の構築に取り組むとともに、「お客様の安心・利便の向上」を図るため業務品質の向上に取り組み、適合性の原則を踏まえた販売勧誘ルール of 徹底等に注力してまいりました。

商品面では、平成20年8月にわかりやすく、充実した保障の、新型医療保険「ホッとメディカル」を販売し、平成21年2月には利用者の声にお応えし、当社の主力商品である「新収入保障保険」に「リビング・ニーズ特約」付加の取扱いを開始するなど、消費者ニーズに対応した保障の提供に努めてまいりました。

また、販売体制面では、業務委託先である日本興亜損害保険の営業課支社の社員との連携を強化しながら、コンプライアンスを中心とした代理店・募集人の資質向上に向けた取組みを推進いたしました。

このように事業活動を展開いたしました結果、平成20年度の新契約高は、個人保険5,950億円、個人年金保険67億円、団体保険283億円となりました。また、解約・失効高は、個人保険3,796億円、個人年金保険135億円、団体保険140億円となりました。これらにより保有契約高は、前年度末の4兆8,616億円から1,578億円増加し、5兆194億円となりました。

収支の状況につきましては、保険料等収入86,948百万円、資産運用収益9,448百万円等から、保険金等支払金35,190百万円、標準責任準備金の達成のための積増額を含む責任準備金等繰入額44,334百万円、事業費17,371百万円等を控除した結果、経常利益は112百万円となりました。さらに、契約者配当準備金繰入額等を加減算した結果、標準責任準備金を達成しましたが、当期純損失は619百万円となりました。

資産運用につきましては、生保の負債特性および厳しい運用環境を踏まえ、ALMの観点から、金利リスク・信用リスクを極力抑えることを基本とし、国債や高格付社債など円建て公社債を中心とした資産運用を行いました。その結果、当年度末の総資産は4,290億円、運用資産は4,152億円となりました。

責任準備金残高につきましては、契約高の増加に伴い前年度末の3,203億円から443億円増加し3,646億円となりました。

以上のとおり当社の業容は順調に推移しております。

当社は、日本興亜保険グループのコア事業の一つである生保事業を拡大・発展させるべく、2009年度にスタートする2年間の新中期経営計画において「規模の拡大」と「企業価値と収益性の向上」を目標に掲げ、営業推進態勢・業務運営基盤の強化および販売網の拡充・強化による保有契約高の拡大を重要課題として取り組み、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

全ての事業活動の原点をお客様に置き、コンプライアンスをさらに徹底するとともにリスク管理を強化し、保険商品はもとより、全ての業務の品質向上に努めるなど、企業としての社会的な責任を遂行することによって、お客様に選ばれ真に信頼される企業を目指して、総力を挙げて取り組んでまいります。

Ⅱ. 平成20年度事業概況

Ⅱ－2 主な経営指標

(1) 主な経営指標の推移

(単位：百万円)

項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経 常 収 益	86,258	92,229	98,417
経 常 利 益	1,413	1,275	112
基 礎 利 益	1,885	464	△1,302
当期純利益または 当期純損失(△)	31	0	△619
資 本 金 (発行済株式の総数)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)
総 資 産	313,004	355,015	429,022
うち特別勘定資産	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	277,556	320,332	364,665
貸 付 金 残 高	8,680	10,676	12,519
有 価 証 券 残 高	251,883	287,895	321,164
ソルベンシー・マージン比率	2,783.0%	2,914.3%	2,947.5%
保 有 契 約 高	4,615,453	4,861,617	5,019,460
うち個人保険	3,425,590	3,634,793	3,809,387
うち個人年金保険	222,513	212,407	204,720
うち団体保険	967,350	1,014,416	1,005,352

(注) 保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(2) 主な経営指標

生命保険会社のディスクロージャー資料の内容をより深くご理解いただけるよう、決算等よく使用される主な経営指標についてご説明します。併せて当社実績も掲載します。

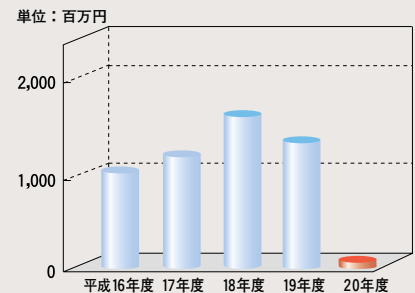
経常利益

112百万円

平成20年度の経常利益は、112百万円（前年度1,275百万円）となりましたが、標準責任準備金への積増しがなかった場合の実質的な経常利益は4,973百万円（前年度4,373百万円）となり、安定的に推移しています。

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額を指します。

経常利益＝経常収益－経常費用



基礎利益

△1,302百万円

平成20年度の基礎利益は△1,302百万円となりましたが、経常利益と同様に標準責任準備金への積増しがなかった場合の基礎利益は3,559百万円（前年度3,563百万円）となります。なお、当社には逆ざやはありません。

この指標は平成12年度から導入されたもので、「経常利益」から、いわゆる本業以外での利益である「キャピタル損益」や「臨時損益」を除いて算出した保険本業の一年間の期間収益を示す指標です。

当期純利益（純損失）

△619百万円

標準責任準備金への積増し（48億円）を行った結果、平成20年度の当期純損失は619百万円となりました。

当期純利益（純損失）とは、経常利益から一時的に発生した特別損益・契約者配当準備金繰入額を加減した税引前当期純利益から、さらに法人税および住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益または損失を意味します。

資本金

200億円

当社は平成13年4月に旧興亜火災まごころ生命と旧日本火災パートナー生命（ともに資本金100億円）が合併して誕生した会社であり、資本金は合併時に200億円となりました。その後、平成14年3月に50億円の増減資を行い、現在の資本金は200億円となっています。

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭による出資額をいいます。

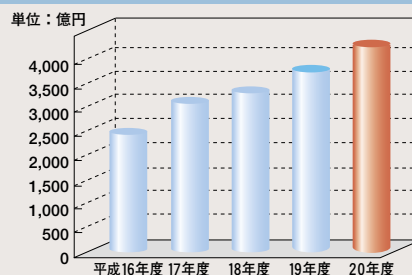
Ⅱ. 平成20年度事業概況

総資産

4,290億円

平成20年度末の総資産は4,290億円(対前年比120.8%)となり、着実に増加しています。

総資産とは、会社が経営活動に用いる財産の総額を表しています。



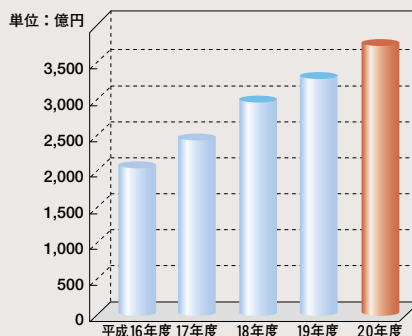
責任準備金残高

3,646億円

当社は5年チルメル式または平準純保険料式により計算しています。また、標準責任準備金の達成に向け、継続的に責任準備金の積増しを実施してきました。

平成20年度は、48億円の責任準備金の積増しを実施し、前年度以前の188億円の積増しと合わせて、累計236億円の積増しとなりました。この結果、当年度末において標準責任準備金による積立を完了しました。

責任準備金とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で積み立てが義務付けられている準備金です。また、標準責任準備金とは、保険料計算用の基礎率によらず、保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から監督当局が定める計算基礎率によって計算された責任準備金です。



貸付金残高

125億円

当社の貸付金は「保険約款貸付」のみであり、企業への融資や住宅ローン等の「一般貸付」はありません。

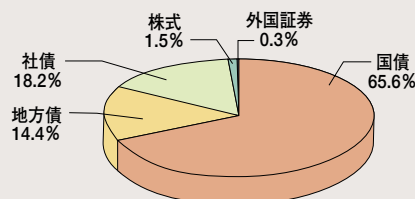
生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、一つは契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」、もう一つは保険料の払込が一時的に困難になった場合に解約返戻金の範囲内で保険料の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

有価証券残高

3,211億円

当社では負債の特性を踏まえ、長期的・安定的収益の確保を基本方針として、円建ての公社債を中心に運用を行っています。

生命保険会社の資産は、その大半が将来の保険金などの支払いを確実に行うための責任準備金に対応しているという特性から、安全性、収益性、流動性の原則に基づいて運用されます。有価証券は、国債、地方債、社債(これらを合わせて「公社債」といいます)、株式、外国証券等に分類されます。



ソルベンシー・マージン比率

2,947.5%

当社のソルベンシー・マージン比率は、極めて高い水準を維持しています。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

$$\frac{58,947\text{百万円}}{\frac{1}{2} \times 3,999\text{百万円}} \times 100 = 2,947.5\%$$

「ソルベンシー・マージン」とは「支払余力」という意味です。「ソルベンシー・マージン比率」は、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%以上であれば、健全性について一定の基準を満たしていることを示しています。

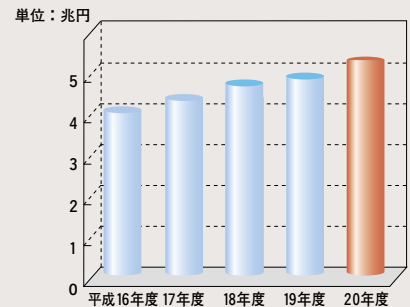
$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

保有契約高

5兆194億円

平成20年度末の個人保険、個人年金保険、団体保険を合計した保有契約高は5兆194億円（対前年度比103.2%）と順調に増加しています。また、団体保険を除いた個人保険と個人年金保険合計の保有契約高も4兆141億円（対前年度比104.3%）と着実に増加しています。

保有契約高とは、個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。



格付

A+

（保険金支払能力格付）

平成21年7月1日現在

保険金支払能力格付は、保険契約に基づいて保険金をお支払いする能力の程度を示すもので、当社は「A+」（「保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある」）という高い評価を得ています。なお、格付は将来的に変更されることもあります。

格付は、第三者が生命保険会社の健全性について評価した一つの指標です。当社ではお客様に当社の信用力を客観的にお知らせするため、情報開示の一環として、格付投資情報センター（R&I）に依頼して格付を取得しています。

Ⅱ. 平成20年度事業概況

Ⅱ-3 エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューの概要

エンベディッド・バリュー（Embedded Value:以下「EV」といいます。）とは、貸借対照表などから計算される「純資産価値」と保有契約から生じる将来利益の現在価値である「保有契約価値」を合計したもので、生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つです。

現行の生命保険会社の財務会計は、保険契約の価値が会計上の利益として反映されるまでには契約獲得から一定の時間を要しますが、EVは保有契約から生じる将来利益を現時点で認識するため、現行の財務会計を補完する指標の一つとして有用なものです。

(2) 平成20年度末EV

平成20年度末EVは次のとおりです。

(単位：億円)

	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末	
		増減額		増減額		増減額
年度末EV	776	+ 69	835	+ 59	859	+ 24
純資産価値(注1)	304	+ 2	300	△ 4	264	△ 35
保有契約価値(注2)	472	+ 67	536	+ 64	595	+ 59
うち新契約価値(注3)	37	△ 11	29	△ 7	13	△ 16

(注1) 純資産価値＝貸借対照表の純資産の部十価格変動準備金(税引後)＋危険準備金(税引後)＋配当準備金中の未割当額(税引後)

(注2) 保有契約価値は、保有契約から生じる将来利益(税引後)をリスク割引率で割り引いた現在価値です。将来利益(税引後)からは、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコストを控除しています。

(注3) 新契約価値は、EV総額のうちの当該年度の新契約に係る額です。

(3) 主要な前提条件

EV算出の際の主要な前提条件は次のとおりです。

前提条件	設定方法	
保険事故発生率	保障種類別・保険年度別等の過去の実績および業界統計データに基づき設定。	
解約・失効率	保険種類・払込方法・保険年度別等の過去の実績等に基づき設定。	
経費	過去の実績等に基づき設定。	
資産運用利回り	【平成19年度末】 新規資金を10年国債（利回りは約1.28%）および30年国債（利回りは約2.38%）に投資する前提で設定。 主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.93%（平成21年度） 1.95%（平成22年度） 1.96%（平成23年度） 1.99%（平成25年度） 2.08%（平成30年度） 2.12%（平成35年度） 2.14%（平成40年度）	【平成20年度末】 新規資金を10年国債（利回りは約1.34%）および30年国債（利回りは約2.03%）に投資する前提で設定。 主な年度の運用利回りは次のとおり。 2.04%（平成21年度） 2.02%（平成22年度） 2.01%（平成23年度） 1.99%（平成25年度） 2.01%（平成30年度） 1.99%（平成35年度） 1.98%（平成40年度）
実効税率	直近の実績値(36.20%)	
ソルベンシー・マージン比率	1000%を維持する。	
リスク割引率	8% リスクフリーレート(*)にリスク・プレミアム(6%)を上乗せした数値をもとに設定。 (*)20年国債の利回り(平成19年度末は約2.07%、平成20年度末は約1.94%)	

(4) 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合の平成20年度末EVへの影響額は次のとおりです。

（単位：億円）

前提条件の変更	EVへの影響額	EV額
保険事故発生率を1.1倍にする	△ 57	802
解約・失効率を1.1倍にする	△ 1	858
経費（契約維持に係わる経費）を1.1倍にする	△ 14	845
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き下げる	△ 20	839
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き上げる	+ 20	880
ソルベンシー・マージン比率を800%にする	+ 1	860
ソルベンシー・マージン比率を1200%にする	△ 2	857
リスク割引率を1%引き下げる（7%とする）	+ 44	904
リスク割引率を1%引き上げる（9%とする）	△ 39	820

(5) EVの増減要因

前年度末EVから当年度末EVへの増減要因は次のとおりです。

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度
前年度末EV	776	835
新契約価値	29	13
前年度末EVからの期待収益（注1）	42	47
資産運用の影響（注2）	△ 12	△ 27
その他の想定と実績の差等（注3）	△ 0	△ 9
当年度末EV	835	859

（注1）計算時点が1年進むことによる、前年度末EVのリスク割引率および資産運用利回り等による増加額です。

（注2）資産運用利回りの前提条件を変更したことによる影響額および資産運用に係わる想定と実績の差による影響額です。

（注3）資産運用に係わる想定と実績の差による影響額は除き、資産運用利回り以外の前提条件の変更による影響額を含みます。

(6) その他

- EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだいくつかの前提条件を使用していますが、これらの前提条件は将来の実績と大きく異なる場合があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つですが、将来の新契約から見込まれる価値が含まれないこともあり、実際の市場価値はEVから著しく乖離する可能性があります。
- 当社は、専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるタワーズペリンにEV計算に適用した前提および評価方法、ならびに計算結果の妥当性について検証を依頼し意見を受けています。なお、意見書については当社ホームページをご覧ください。

Ⅲ. 経営について

[目次]

Ⅲ- 1 お客様の信頼確立に向けた取組み	20
(1) お客様の保護、利便性の向上	20
(2) 保険金等支払管理態勢の強化・拡充	21
(3) お客様にわかりやすい商品開発	22
(4) 社外の第三者(弁護士・有識者等)との協議組織の 運営・設置	23
Ⅲ- 2 お客様満足度向上に向けた取組み	25
(1) 「お客様の声」対応方針	25
(2) 「お客様の声」対応態勢	26
(3) 「お客様の声」の受付状況	27
(4) 「お客様の声」をお聴きするための取組み	28
(5) 「お客様の声」を経営に活かす取組み	28
(6) 「お客様の声」を反映した商品・サービス等の 改善・開発の取組み	28
(7) 「お客様の声」の受付窓口	31
Ⅲ- 3 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介	31
Ⅲ- 4 コーポレート・ガバナンス態勢	32
(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	32
(2) 内部統制システム	34
(3) コーポレート・ガバナンス体制図	36
Ⅲ- 5 利益相反管理方針の概要	37
Ⅲ- 6 反社会的勢力排除に向けた取組み	38
(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	38
(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況	38
Ⅲ- 7 監査・検査態勢	39
(1) 内部監査	39
(2) 監査役監査	39
(3) 会計監査人監査	39
(4) 外部検査	39
Ⅲ- 8 リスク管理態勢	40
(1) 基本方針	40
(2) リスク管理体制	40
(3) リスク管理の取組み	41
(4) ストレステストについて	42
(5) 再保険に係る方針について	42
Ⅲ- 9 コンプライアンス(法令等遵守)態勢	43
(1) 基本方針	43
(2) コンプライアンス推進体制	43
(3) コンプライアンス・プログラム	44
(4) 勧誘方針	45
Ⅲ-10 第三分野における責任準備金の確認	45
(1) 第三分野における責任準備金の適切性確保	45
(2) ストレステスト等における危険発生率等の設定水準	45
(3) テストの結果	45
Ⅲ-11 お客様情報の保護	46
Ⅲ-12 生命保険契約者保護機構	48

Ⅲ. 経営について

Ⅲ-1 お客様の信頼確立に向けた取り組み

保険金・給付金（以下保険金等といいます）のお支払いは、生命保険事業における最も基本的で重要な業務であり、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えするために、迅速かつ適切な業務遂行に努めるとともに、お客様に対する説明責任を果たしていくことが極めて重要です。しかしながら、当社は過去の保険金等の適切性に関する調査において、追加のお支払いが必要な事案や、保険金等のご請求に関するご案内が十分でなかった事案のあることが判明いたしました。以降、当社では、再びこのような事態を発生させることのないよう、適切な保険金等支払管理態勢の拡充・強化を最重要課題として、各種再発防止策に取り組むとともに、「お客様の声」を起点とした業務改善・業務品質の向上に全力で取り組んでまいりました。また、各種強化策の実施と同時に、その効果の検証と見直しを繰り返し行うことにより、さらなる態勢強化へ向けたP（計画）・D（実行）・C（検証）・A（改善）を継続しています。当社はこれからも、すべての活動の原点をお客様におき、お客様からの信頼確立に向けた取り組みをすすめてまいります。

具体的な取り組みの内容

（1）お客様の保護、利便性の向上

◆お客様の声を起点とした業務改善・業務品質の向上に努めています

取締役社長を委員長とする「業務品質向上委員会」と下部組織「お客様の声小委員会」を設置し、「お客様の声」をはじめとした様々なステークホルダーの意見や提言を業務改善・品質向上につなげるよう、各業務プロセスに係る課題を部門横断で協議するとともに、実施した改善策の検証も行い、継続的かつ多面的なP・D・C・Aサイクルの確立に努めています。また、お客様の声を背景として、当社の各業務プロセスにおいて目指すべき水準を「品質基準」として定め、これを上回る業務運営を行うことにより、お客様から選ばれる保険会社を目指してまいります。

◆保険金サービスに関する多面的な品質向上サイクルの確立を推進していきます

日常のお支払いや点検・検証などの場面で発生した課題や各種分析結果を起点として、業務品質向上や態勢強化を積極的に図る観点から、「業務品質向上委員会」の新たな下部組織として、平成21年4月に新たに「保険金サービス検討部会」を設置しました。同部会において、支払管理部門だけでなく商品開発・募集管理・契約管理等関連部門への問題提起、協議の促進を通じ、多面的な品質向上サイクルの確立を推進していきます。

◆保険金等のご請求に関するお客様へのご案内を強化・拡充しています

「保険金・給付金のご請求について」は、「保険金等ご請求の流れ」や、「お支払いできる場合、できない場合の事例」等を分かりやすくご案内している小冊子です。当社では、お客様の保険金請求時の疑問にお答えし、安心してご請求いただけるよう、本冊子を保険事故受付時に加え、ご契約時にもご案内しています。保険金請求に関するご相談や、保険事故等のご連絡を受け付ける際にも、手続きや必要書類等について分かりやすく、かつ親切・丁寧な説明に努めています。また、ご契約期間中、すべてのお客様には「日本興亜生命からのお知らせ」をお送りし、保険金・給付金の請求方法や、漏れなくご請求いただくためのご案内を行っております。なお、請求方法や請求漏れ防止のご案内については、当社ホームページにも掲載しており、内容についても随時拡充、刷新しています。



◆保険金・給付金および契約保全の各種ご案内を強化・拡充させています

保険金・給付金のご請求をいただき、さらにお支払いの可能性がある場合は、追加案内事案対応要領に基づき適切に追加のご案内を行い、「お客様サポートチーム」を通じて進捗管理の強化・充実を継続的に図っています。なお、保険金・給付金以外のお客様への対応については、引き続き「お客様サポートグループ」が、「お客様の声」への対応や各種ご案内とフォローの強化・充実に努めています。

◆お客様がご請求いただきやすい環境の整備を図っています

保険金・給付金を漏れなくご請求いただけるよう、当社所定の診断書をお取り寄せのうえ、ご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象となるものが何もないお客様については、一定の条件に基づき、診断書の取得費用をお支払いする取扱いを実施しており、支払可否が不明な場合においても安心してご請求いただける環境を整備しています。

◆保険金等不支払に係る「お客様の声」を真摯にお聞きし、適切に対応します

保険金等の不支払に係る「お客様の声」は、支払実務を担当する「保険金サービスグループ」とは別の部署（保険金支払管理部）が承る態勢としています。保険金支払管理部は保険金等の不支払に係るお客様からのお問い合わせに対し、親切かつ丁寧な対応に努めるとともに、当該事案の再審査を行っています。「お客様の声」につきましては、当社ホームページでも開示しており、受付件数、事例、その他改善状況等を広くお客様にご案内しています。

◆お客様が直接社外の弁護士にご相談できる専用窓口を設けています

保険金等のご請求に対して、当社の再審査等によっても保険金や給付金がお支払いできなかったお客様には、その理由等について丁寧かつ分かりやすい説明に努めていますが、それでも十分にご理解をいただけなかったお客様のご相談にお応えするため、当社ではお客様が直接社外弁護士へご相談いただける「お客様相談窓口」を設置しています。

(2) 保険金等支払管理態勢の強化・拡充

◆保険金サービス部を新設しました

適時・適切な保険金支払管理態勢強化のため、保険金支払部門であるお客様サービス部とは別個独立した保険金支払管理部を設置していますが、平成21年4月、さらに従来のお客様サービス部を、保険金支払業務を担当する「保険金サービス部」と、主として契約保全やコールセンター関連業務を担当する「（新）お客様サービス部」に分割し、きめ細かなサービス体制を構築しました。

◆保険金等支払に係る検証体制を強化しています

支払事案については、保険金支払部門における支払査定後、保険金支払部門内において自己点検を行っていましたが、平成21年5月から保険金支払管理部が支払前の点検に参画し、支払部門に対する効果的指導と一層のお客様保護強化を図りました。保険金支払管理部では、支払後についても支払処理全般の適切性に関する事後検証をすべての事案に対して行っており、重層的なチェックにより点検・検証体制を強化しています。また、不払および一部不払事案については、保険金支払管理部の業務精通者が事前に検証を行い牽制可能な態勢として品質の向上に努めています。

Ⅲ. 経営について

◆適切な査定を行うために書類や帳票の見直しを行っています

適切な支払査定を行うために診断書様式を改定し、併せて医師向けの記載要領文書を添付しご案内しています。さらに、平成20年8月の新医療保険「ホッとメディカル」発売を機に、新旧商品いずれの場合でも適切な支払査定が可能となるよう、併用可能な新帳票に改定するなど、保険金等の請求書や帳票類の見直しを行いました。

保険金等の支払いに係る事務処理等の規程・基準については、生命保険協会の「保険金等の支払いを適切に行うためのガイドライン」や新たに公表された「保険金等の請求案内事務に関するガイドライン」を踏まえて随時改定・拡充を行い、適切なお支払いの確保に努めています。

◆支払査定担当者の育成、査定能力の維持・向上を図っています

保険金支払管理部门の業務精通者による査定実務研修を通じて、支払査定担当者の専門知識の向上を図るとともに、社医による医務研修会を通じて査定に必要な医学的知識の習得に努めています。また、支払査定担当者の経験年数に応じた指導項目や教育ツールを取り纏めた教育体系および教育プログラムを策定し、集合研修とOJTを組み合わせながら教育・育成を図っています。なお、生保協会で実施する「生命保険支払専門士試験」制度も積極的に活用するなど、査定能力の維持・向上の取組みを推進しています。

◆お客様対応品質の向上に向けた新保険金システムの開発を行っています

適切な支払を確保するために、傷病名や手術名の検索を通じた支払可否判定や、手術名と対応する手術倍率等を検索可能とする、新たな「手術・疾病DB照会システム」を開発し、査定支援機能の充実を図っています。

また、保険金システム基盤の再構築のため、専任の開発チームを組成し、「新クレームシステム」の開発を段階的に推進しています。平成20年度は第一段階として、各種画面の新設や送付状・帳票の自動印刷機能を新設し、保険事故受付・請求案内機能の充実を図りました。

(3) お客様にわかりやすい商品開発

◆お客様にとってわかりやすい商品をコンセプトに新医療保険を開発・発売しました

商品開発を行うにあたっては、適切なお支払いの確保に資するため、商品概要を決定する段階から、「商品検討会議」や「商品検討プロジェクトチーム」を通じて、商品開発部門だけでなく、保険金支払管理部门、システム部門、契約管理部门などの関連部門が連携・協議するなど商品開発態勢を強化しています。

平成20年8月には、お客様のニーズに根ざした保障を分かりやすい形でご提供することをコンセプトとして、新たな医療保険「ホッとメディカル」を開発し販売しており、多くのお客様よりご好評をいただいています。

Ⅲ. 経営について

【保険金・給付金のお支払状況】

平成20年度のお支払い件数は48,228件（うち保険金24,861件、給付金23,367件）となっております。一方、お支払いに該当しないと判断した事案は、1,122件（うち保険金44件、給付金1,078件）ありました。保険金・給付金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、当社保険約款に基づき医学的判断や法律判断等を総合して、適切なお支払いを確保してまいります。

【保険金等のお支払い件数・金額（平成20年度）】

（単位：件）

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	24,861	23,367	48,228
お支払い金額	8,424百万円	3,491百万円	11,916百万円

【保険金等のお支払い非該当件数（平成20年度）】

（単位：件）

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺無効	0	0	0
不法取得目的無効	0	0	0
告知義務違反解除	2	64	66
重大事由解除	0	0	0
免責事由該当	21	3	24
支払事由非該当	21	1,007	1,028
その他	0	4	4
合計	44	1,078	1,122

■用語のご説明

詐欺無効	告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を無効とさせていただくことがあります（ご加入後2年を経過した後でも無効とすることがあります）。
不法取得目的無効	保険金・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただくことがあります。
告知義務違反解除	保険契約へのご加入に際して、故意または重大な過失によって告知すべき重要な事実について告知していただけなかった場合、ご契約を解除することがあります。
重大事由解除	保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書を偽造するなどして保険金制度の目的に反すると判断された場合に、ご契約を解除することがあります。
免責事由該当	保険約款では、保険金・給付金をお支払いしない「免責事由」を定めています。主なものとして、被保険者の自殺や、契約者・被保険者の故意や重大な過失による事故などがあります。
支払事由非該当	保険約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする「支払事由」を定めています。この支払事由に該当しない場合には保険金・給付金をお支払いできません。主なものとして、保障対象外の手術や、保険責任開始前に発病していた病気による入院などがあります。

Ⅲ-2 お客様満足度向上に向けた取組み

当社では、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えすることを経営上の最優先課題として掲げ、あらゆる事業活動を通じてその実現に努めています。この理念を実践するため、「お客様の声」を真摯に受けとめ、業務の改善に活かし、お客様の保護やお客様の利便性向上を図る態勢整備をすすめてきました。

平成19年度には、全社的な推進組織として「業務品質向上委員会」とその下部組織である「お客様の声小委員会」を設置し、「お客様の声」をはじめとした様々な意見や提言を業務改善・業務品質向上につなげるため、「品質向上サイクル」の構築に努めています。

平成21年3月には、業務品質向上の取組みをさらに推し進めるため、「お客様の声」を起点として当社がお客様に提供する商品・サービス等の各業務プロセスにおいて目指すべき水準を「品質基準」として明確化し、その水準の達成に向けて取り組むこととしました。

また、平成21年4月からは、全役職員が一丸となって「品質基準」の達成を目指す「品質向上運動」を実施し、「お客様の声」を起点とした業務改善に継続的に取り組むことでお客様満足度向上に努め、お客様に選ばれ信頼される会社を目指すこととしました。

当社における「お客様の声」対応態勢および対応状況については以下のとおりです。

(1) 「お客様の声」対応方針

基本理念

お客様が当社のすべての活動の原点であり、お客様の声を真摯に受けとめ、いただいた声を企業品質の向上に活かすサイクル（品質向上サイクル）を構築し、真に信頼いただける会社を目指します。

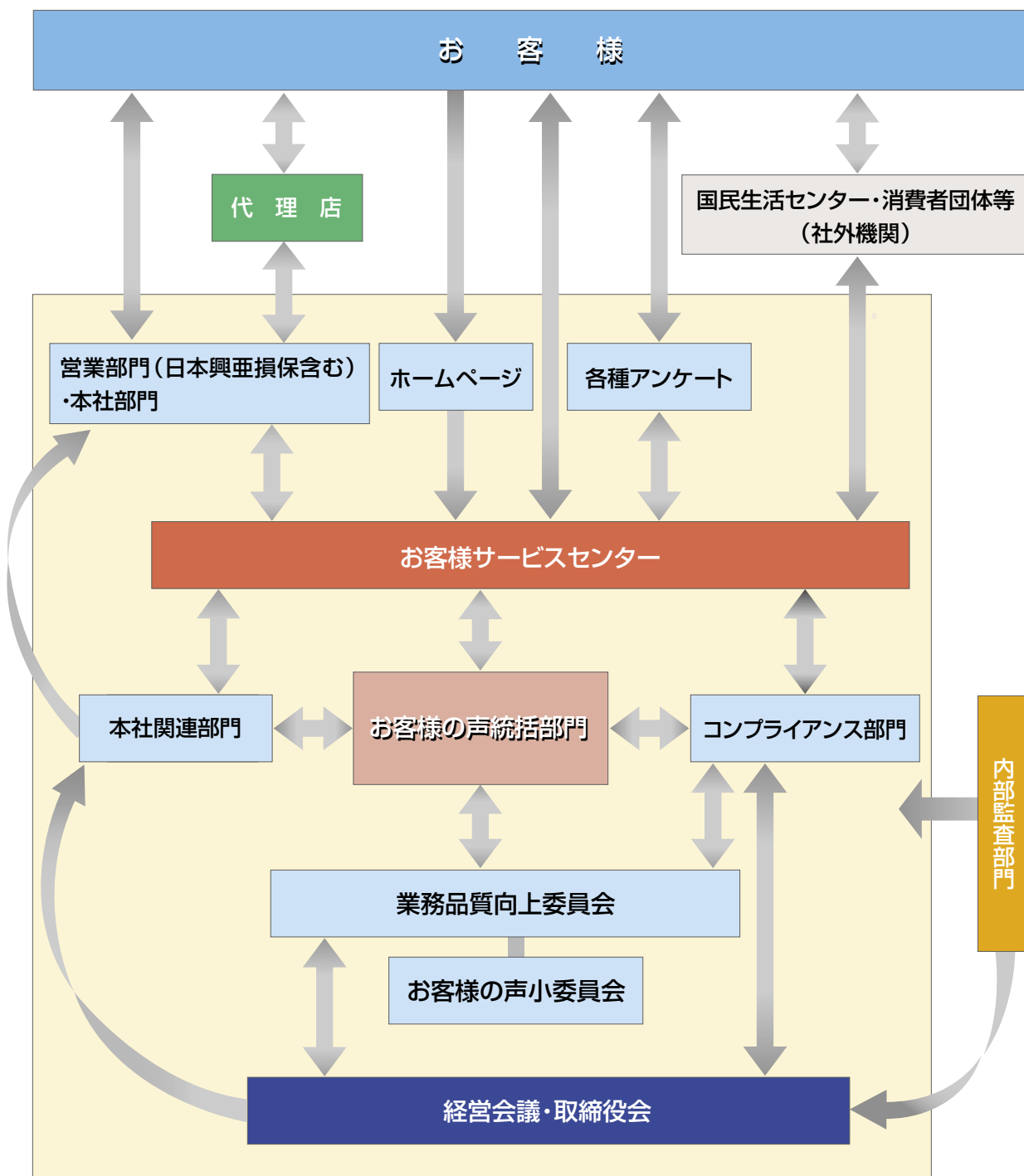
行動指針

- (ア) お客様の声に対しては、最優先で取組み、早期解決に向け、組織を挙げて迅速に、かつ、誠意をもって対応します。
- (イ) お客様の声を商品・サービスの改善に積極的に活かし、企業品質の向上に努めます。
- (ウ) お客様に対し、受付窓口をわかりやすく開示し、適時・適切な情報開示による透明性の確保を目指します。
- (エ) 対応の中で取得したお客様の個人情報は、公表している当社の「個人情報に関する取扱いについて（個人情報保護宣言）」に従い、適切に取扱います。
- (オ) 上記の取組みを通じて、お客様に「安心と安全」をお届けし、お客様の満足度の向上に努めます。

Ⅲ. 経営について

(2) 「お客様の声」対応態勢

「お客様の声」を組織全体で受けとめ対応し、「企業品質の向上」と「信頼の獲得」に活かす経営を目指します。



(3) 「お客様の声」の受付状況

平成20年度にお客様から寄せられた「お客様の声」の受付状況は下表のとおりです。

(単位：件)

「お客様の声」の区分	代表的な事例	「お客様の声」件数	「お客様の声」の区分	代表的な事例	「お客様の声」件数
新契約関係	不適切な募集行為	16	保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	9
	不適切な告知取得	2		死亡等保険金支払手続	6
	不適切な話法	1		死亡等保険金不支払決定	2
	加入意思確認不十分	2		入院等給付金支払手続	8
	説明不十分	14		入院等給付金不支払決定	16
	契約内容相違	9		その他保険金・給付金関係	11
	取扱不注意	76		計	52
	契約確認	6	その他	職員の態度・マナー	5
	契約引受関係	40		税金関係	12
	告知内容相違	3		個人情報取扱関係	7
	証券未着	8		アフターフォロー関係	33
	その他新契約関係	32		その他	19
	計	209		計	76
収納関係	集金	2	総計		608
	口座振替・郵便振込	22			
	職域団体扱	5			
	保険料払込状況	10			
	保険料振替貸付	19			
	失効・復活	21			
	その他収納関係	3			
	計	82			
保全関係	配当内容	1			
	契約者貸付	19			
	更新	13			
	契約内容変更	11			
	名義変更	15			
	特約中途付加	2			
	解約手続	100			
	解約返戻金	10			
	生保カード・ATM関係	0			
	その他保全関係	18			
	計	189			

(4) 「お客様の声」をお聴きするための取組み

①お客様アンケート

当社では、直接「お客様の声」をお聴きするため、お客様に対するアンケート調査を実施しています。平成20年度は、約30,000名のお客様にアンケートをお願いして、2,770名の方からご回答をいただきました。アンケートでは、当社の商品・サービスや当社の代理店に対する評価、ご意見、ご要望等をお聴かせいただき、業務改善や商品開発などに役立てるほか、代理店のサービス品質の向上に活用しています。

②社員・代理店の声を活かす仕組み

日常、お客様と接している社員や、代理店の声を活かすため、社内には「何でも提案箱」を設けて、日本興亜保険グループの社員、代理店からの提案を受付けています。こうして集められた提案や要望を商品開発や業務改善など様々な分野で活用し、お客様満足度の向上に役立てています。

平成20年度の社員・代理店からの提案は、合計570件受け付けました。

(5) 「お客様の声」を経営に活かす取組み

当社では、「お客様の声」を経営に活かす仕組みとして「業務品質向上委員会」およびその下部組織として「お客様の声小委員会」を設置しています。

「業務品質向上委員会」は、お客様等から得られた商品・サービス、保険募集、契約管理、保険金等支払いなどの各業務プロセスにまたがる課題を部門横断で協議し、お客様の保護やお客様の利便性向上を図ることを目的としています。併せて各業務プロセスをまたぐ緊急対応課題についても委員会主導で解決することにより適正な業務運営の徹底を図ります。

「お客様の声小委員会」は、「お客様の声」の集約・分析を行い、お客様サービスの観点から本社各部門が連携して業務品質の向上、業務改善および商品・サービスの向上に資する改善策ならびに「お客様の声（苦情）」の再発防止策等を協議し、その実施状況を確認することを目的としています。

(6) 「お客様の声」を反映した商品・サービス等の改善・開発の取組み

当社では、前述のように様々な形で「お客様の声」をお聴きする仕組みを構築しています。当社は、いただいた「お客様の声」を活かして、お客様ニーズにあった商品・サービスをご提供するとともに、お客様の保険に関する理解をより容易にするために各種帳票の改善も随時行うなど、様々な業務改善に取り組んでまいりました。

平成20年度に実施した改善取組みの主な事例は29～30ページのとおりです。

<商品・サービス関連>

【がん保険専用の告知書の新設】

「がん保険」の商品特性に合わせて告知項目を整理した「がん保険専用告知書」を新設し、告知書記入の際のお客様のご負担の軽減を図りました。

平成20年4月

【医療保険「ホッとメディカル」(正式名称:医療保険08)の発売】

お客様のニーズに根ざした保障をわかりやすい形でご提供することをコンセプトとして医療保険新商品「ホッとメディカル」を開発しました。

例えば、手術保障については「対象範囲や給付倍率がわかりにくい」などのお客様の声を踏まえて、公的医療保険制度・先進医療の対象となるほとんどの手術・放射線治療を手術給付金の対象とし、給付倍率も「入院中の手術」「入院中以外の手術」「放射線治療」というわかりやすい区分によることとしました。

また、入院保障を「日帰り入院」から対象とするとともに、1回の入院につき入院給付金日額3日分の入院サポート給付金を新設し、短期入院保障を充実させました。

平成20年8月

【インターネットによるご契約内容の確認及び住所変更手続きの開始】

個人のご契約者様向けサイト「安心 My.com」にお客様がご利用登録されることにより、ご契約内容の状況確認(保障内容など)や、住所変更の手続きをインターネットを通じて行うことが可能となりました。

平成20年8月

【あらかじめご契約情報を印字した「解約」「契約者貸付」「住所変更」の各手続書類のご提供を開始】

保険証券番号やご契約者様の住所、氏名などのご契約情報をあらかじめ印字した「解約請求書」「契約者貸付申込書・請求書」「住所変更請求書」のご提供を開始しました。

ご契約情報をあらかじめ印字したことで、お客様が「請求書」に記入いただく項目を最小限にとどめ、また、記入必須項目欄には薄い網掛けをするなど、わかりやすく簡単にご記入いただけるレイアウトとし、利便性向上を図りました。

平成20年12月

Ⅲ. 経営について

【新収入保障保険へのリビング・ニーズ特約付加の取扱いの開始】

新収入保障保険(正式商品名:無解約返戻金型収入保障保険)へのリビング・ニーズ特約付加の取扱いを開始しました。

リビング・ニーズ特約は、被保険者様の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、将来の遺族年金のお支払いにかえて生存中に特定状態保険金をお支払いする特約で、被保険者様の治療にかかる費用やご家族の生活資金等にご利用いただけます。この特約を付加する際に追加の保険料は必要ありません。

平成21年2月

<保険金・給付金関連>

【インターネットによる事故受付の開始】

お客様からの保険事故発生のご連絡について、利便性向上の観点から、当社ホームページよりインターネットを通じて夜間・休日を含めた受付が可能となりました。

平成20年8月

【保険金・給付金の請求における請求書類の取付基準の改定】

診断書(入院・手術証明書)や印鑑証明書、死亡証明書等について、ご提出いただく基準を緩和し、お客様の利便性向上を図りました。

平成20年9月

【「健康祝金請求書」および「健康祝金のしおり」の改定】

健康祝金付低解約返戻金型終身保険(誰でも終身)にご加入のお客様に送付する「健康祝金のしおり」「健康祝金請求書」について、サイズ・文字を拡大し、内容についてもよりわかりやすく改定しました。

平成21年2月

(7) 「お客様の声」の受付窓口

①お客様サービスセンター

当社では、お客様の相談窓口として、本社内にお客様サービスセンターを設置しています。同センターでは、各種手続きに関するご照会に対応するとともに、当社の募集活動や保険金等支払いをはじめとした業務全般に関するご意見・ご要望もお寄せいただいています。こうした「お客様の声」については全件記録し、お客様の声を起点とした品質向上サイクルを通じて、業務の改善に活かしています。平成20年度にお客様サービスセンターにお寄せいただいた相談件数は下記のとおりです。

保険料収納・契約者貸付等	加入内容照会等	保険商品・資料請求等	その他各種手続き関係	合計
3,470件	1,890件	1,212件	9,969件	16,541件

当社のご契約に関する各種お手続き、お問い合わせ、その他ご意見・ご相談等の窓口

0120-538-107 (通話料無料) 携帯・PHS 可

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日および12/31～1/3は除きます)

保険金・給付金のお支払い・ご相談等の窓口

0120-528-170 (通話料無料) 携帯・PHS 可

【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日および12/31～1/3は除きます)

②ホームページ

ホームページ上にもお客様からの「お問い合わせ」の窓口を設けています。お問い合わせの内容に応じて所管の部署に連絡し、迅速・適切な対応につなげるとともに、業務の改善に活かしています。平成20年度は345件のお問い合わせをいただきました。

日本興亜生命のホームページ

【ホームページアドレス:<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>]

Ⅲ-3 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

○生命保険相談所について

生命保険相談所は、生命保険に関する様々なご相談やご照会、苦情をお受けするための窓口として、生命保険協会が運営している相談所です。豊富な専門知識を持った相談員がご相談をお受けしています。

詳しくは、生命保険協会のホームページ(<http://www.seiho.or.jp>)をご覧ください。

○裁定審査会について

生命保険相談所は、お客様からお申し出のあった苦情について、お客様のお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスをいたします。相談所で解決できない場合は、該当の生命保険会社に対し、解決依頼や和解のあっせんなどを行い、早期解決に努めますが、相談所において適正な解決に努めたにもかかわらず、当事者間で問題の解決がつかず紛争に発展する場合があります。

こうした場合のため、中立・公正な立場から和解のあっせん等を行うことを目的として、相談所の中に「裁定審査会」を設置しています。

詳しくは生命保険協会のホームページ(<http://www.seiho.or.jp>)をご覧ください。

Ⅲ-4 コーポレート・ガバナンス態勢

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業の社会的責任の観点から、透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し健全な経営に努めています。また、日本興亜保険グループの掲げる方針に基づき、保険事業の高い公共的使命および社会的責任を常に意識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を高めるため、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題の一つに掲げて取り組んでいます。

①取締役および取締役会

当社では、平成19年6月から執行役員制度を導入し、首席執行役員の指揮下で会社業務を遂行する執行役員と、これを監督、監視する取締役会の役割を分離することにより、意思決定の迅速化と経営権限・責任の明確化を図っています。

取締役会は、取締役を5名前後と活発な議論を行うのに適した人数とし、原則として月2回と開催頻度を高めて迅速な意思決定を実現しています。

業務の執行は、業務分掌規程によって組織の設置、組織の業務分掌および決裁権限を定め、組織には所属長を置いて、当該組織を担当する執行役員（以下業務担当役員）の指揮監督のもと、これを遂行しています。

この執行役員の職務の執行が法令および定款に適合していることについて、取締役会において監督・監視しています。

また、取締役の報酬については、取締役の報酬に関する内規に基づき、株主総会決議による報酬額の範囲内で、取締役会決議により決定しています。取締役の基本報酬については各取締役の役割に応じた支給額とし、業績報酬については各取締役の役割に加えて全社業績および部門業績等を反映して支給額を決定しています。

執行役員の報酬については、執行役員報酬規程に基づき、取締役会決議により決定しています。執行役員の基本報酬については各執行役員の役割に応じた支給額とし、業績報酬については、各執行役員の役割に加えて全社業績および部門業績等を反映して支給額を決定します。

②執行役員および経営会議

業務の執行に関する重要事項を協議することを目的として、首席執行役員、業務担当役員、常勤の取締役、保険計理人および本社部長を構成員とする経営会議を設置し、原則として月3回開催し、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行に資する運営を行っています。

さらに、組織横断的な協議機関として委員会等を設置し、関係する執行役員や所属長等が参加し、会社が直面している課題や問題点について、スピード感を持って解決策を検討します。

<コンプライアンス委員会>

コンプライアンス（法令等遵守）重視の企業風土を醸成し、適正な業務運営を徹底するため、法令等遵守規程に当社のコンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進態勢等を定め、同規程に基づいた態勢を整えるため、全社的なコンプライアンス推進のための組織横断的協議機関であるコンプライアンス委員会を設置しています。

なお、コンプライアンス推進状況は、定期的に取り締役会および経営会議に報告しています。

＜業務品質向上委員会＞

平成19年4月には、お客様本位の強化の観点から、お客様・代理店・社員の声から得られた各業務プロセスにまたがる課題を部門横断的に解決し、お客様の保護やお客様の利便性向上を図ることを目指して「業務品質向上委員会」を設置し、業務品質の向上を進めています。なお、取組み状況は、取締役会および経営会議に報告します。

＜リスク管理委員会＞

リスク管理基本規程に基づき、業務を所管する部門において、各々のリスクに係わる把握・分析・評価および管理を行ったうえで、その各リスクの管理状況を組織横断的かつ総合的に管理を行います。

これにより経営判断に直結したリスク管理態勢の整備とリスク管理の強化を進めています。なお、管理の運営・推進状況は、取締役会および経営会議に報告します。

＜保険金等支払管理委員会＞

適時・適切な保険金等支払管理態勢の確立を図るべく社外弁護士、消費者問題専門家および医師等をメンバーとする「保険金等支払管理委員会」を設置しています。

③監査役および監査役会

監査役は、株主の負託を受けた独立した機関として取締役会の職務執行を監視することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制に寄与する責務を負っています。その責務を果たすために、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および使用人等から受領した報告内容の検証、会社業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じていきます。

なお、監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

(2) 内部統制システム

平成18年5月施行の会社法に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行います。

具体的には下記の点につき体制を整備しています。

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針

1. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報保存管理規程に基づいて、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報（文書又は電磁的記録を指す。）については、情報保管統括責任者（経営企画担当役員）の統括の下で、保管部署及び保管責任者を定め、法定保存期間等を勘案して会社が定める期間、速やかに閲覧が可能な状態で保存・管理を行う。なお、その主要なものの保管状況については、毎年定期的に、保管責任者から情報保管統括責任者に対する報告を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づいて、事業運営上の管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、資金繰りリスク、実質資産負債差額リスク、システムリスク、事務リスク、評判リスク及び非常災害リスクの8つに分類し、まず、各々のリスクにかかわる管理規程を整備した上で、業務を所管する部門において、その把握・分析・評価及び管理を行う。

更に、リスク管理委員会及びALM部会において、各リスクの管理状況を組織横断的かつ総合的に管理する。この重層的な管理手法を通じて、より経営判断に直結したリスク管理体制の整備とリスク管理の強化を進める。以上のようなリスク管理の運営・推進状況は、逐次、取締役会及び経営会議に報告する。

3. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と効率的な業務遂行のため、取締役会の監督と執行役員による業務執行を分離する執行役員制度を採用している。

取締役会は、取締役を5名前後と活発な討議を行うのに適した人数とし、原則として月2回と開催頻度を高めて迅速な意思決定を実現する。

業務の執行は、業務分掌規程によって組織の設置、組織の業務分掌及び決裁権限を定め、組織には所属長を置いて、当該組織を担当する執行役員の指揮監督の下、これを遂行する。また、業務の執行に関する重要事項を協議することを目的として、首席執行役員、業務担当役員、常勤の取締役、保険計理人及び本社部長を構成員とする経営会議を設置し、原則として月3回開催することにより、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行に資する。

更に、組織横断的な協議機関として委員会等を設置し、関係する執行役員や所属長等が参加し、会社が直面している課題や問題点について、スピード感を持って解決策を検討する。

経営計画については、会社の課題・問題点や今後の環境変化予測等を踏まえた中期経営計画を策定し、これに基づく年次計画・施策を定め、全社に周知徹底することにより会社の基本方針に沿った効率的な業務遂行を行う。

4. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス（法令等遵守）重視の企業風土を醸成し、適正な業務運営を徹底するため、法令等遵守規程に当社のコンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進体制等を定め、同規程に基づき次のような態勢を整える。

組織面では、全社的なコンプライアンス推進のための組織横断的協議機関であるコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス推進を統括する部署としてコンプライアンス・リスク管理部を設置する。

コンプライアンスの推進は、毎年、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員のコンプライアンス研修を実施し、保険業務に関連する法令、社内ルール等の遵守に対する理解を深めるとともに、お客様の声（苦情）・検査・点検等により発見した問題の是正や再発防止への取組みを推進する。

また、遵守すべき法令・社内規程、苦情対応、不適正行為発見時の対処方法等を解説するコンプライアンス・マニュアルを全役職員へ配布し、適正な業務遂行のための手引書とする。

不適正行為発生時の対応としては、役職員に不適正行為を発見した場合の報告義務を課し、通常の報告シス

テムによる報告を徹底する他、この報告が難しい場合に匿名による報告を受け付ける窓口を、特定の第三者機関に設置し「内部通報ホットライン制度」として運営する。発生した不適正行為に対しては社内規程に従い適切に対応し、不適正行為を行った役職員及びその管理監督者については、就業規則・執行役員懲戒規程等に基づき所定の基準によって厳正かつ公平に処分を実施する。

なお、法令等遵守規程における基本方針に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。」と定め、反社会的な勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

以上の運営状況を含め、コンプライアンス推進状況は、定期的に取り締役会及び経営会議に報告する。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることについて、取締役会において監督するとともに監査役の監査を受ける。

5. 内部監査体制

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である業務監査部を設置し、内部監査を実施する。

業務監査部が実施する内部監査（業務監査）は、「会社の全業務に係る法令及び社内規程等の遵守状況並びにリスク管理状況等内部管理態勢全般について、その適切性及び有効性を検証・評価することにより、業務の健全かつ適正な運営を確保する」ことを目的とする。

内部監査は募集代理店、営業部支店、本社各部及び生保業務委託先である日本興亜損保社の営業部支店・課支社等を対象に、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢、リスク管理態勢に重点をおいた監査及び保有資産の健全性を確保するための資産自己査定に対する監査を実施する。

監査の結果については被監査部門に対して報告するとともに、フォローアップ監査を実施し実効性の確保に努める。また、監査結果については逐次、取締役会及び経営会議に報告する。

このほか、事務品質の向上と事務リスクを低減させることを目的として、各部署において業務自主点検を実施する。

6. 親会社、当社及びその他のグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社共通の経営理念、行動指針に基づき、グループ全体として、またグループ会社それぞれが、企業価値の向上をめざした適正な業務運営を確保する。

当社では、親会社が定める経営管理規程に基づき、当社の経営計画・重要な業務執行の事前協議や、当社からの財務内容・業務遂行状況等の適切な報告を通じて、当社を所管する部門やコンプライアンス・リスク管理に係る統括部門の適切な指導・管理を受けている。

また、親会社は、当社と親会社の内部監査部門の定期的会合を通じて、当社の業務の適正性を確認している。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を配置する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

配置された使用人は監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その異動・考課等、人事に関する事項は、監査役と協議の上でこれを行う。

(3) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び執行役員は、職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

②取締役、執行役員及び使用人は、取締役会及び経営会議への付議事項、内部通報ホットライン制度による通報の状況、コンプライアンスの状況、リスク及びリスク管理の状況並びに内部監査部門が行う内部監査の結果について、監査役に報告する。

③監査役が、取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM部会及びその他監査役が必要であると判断する社内の会議・委員会等に出席する機会を確保する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

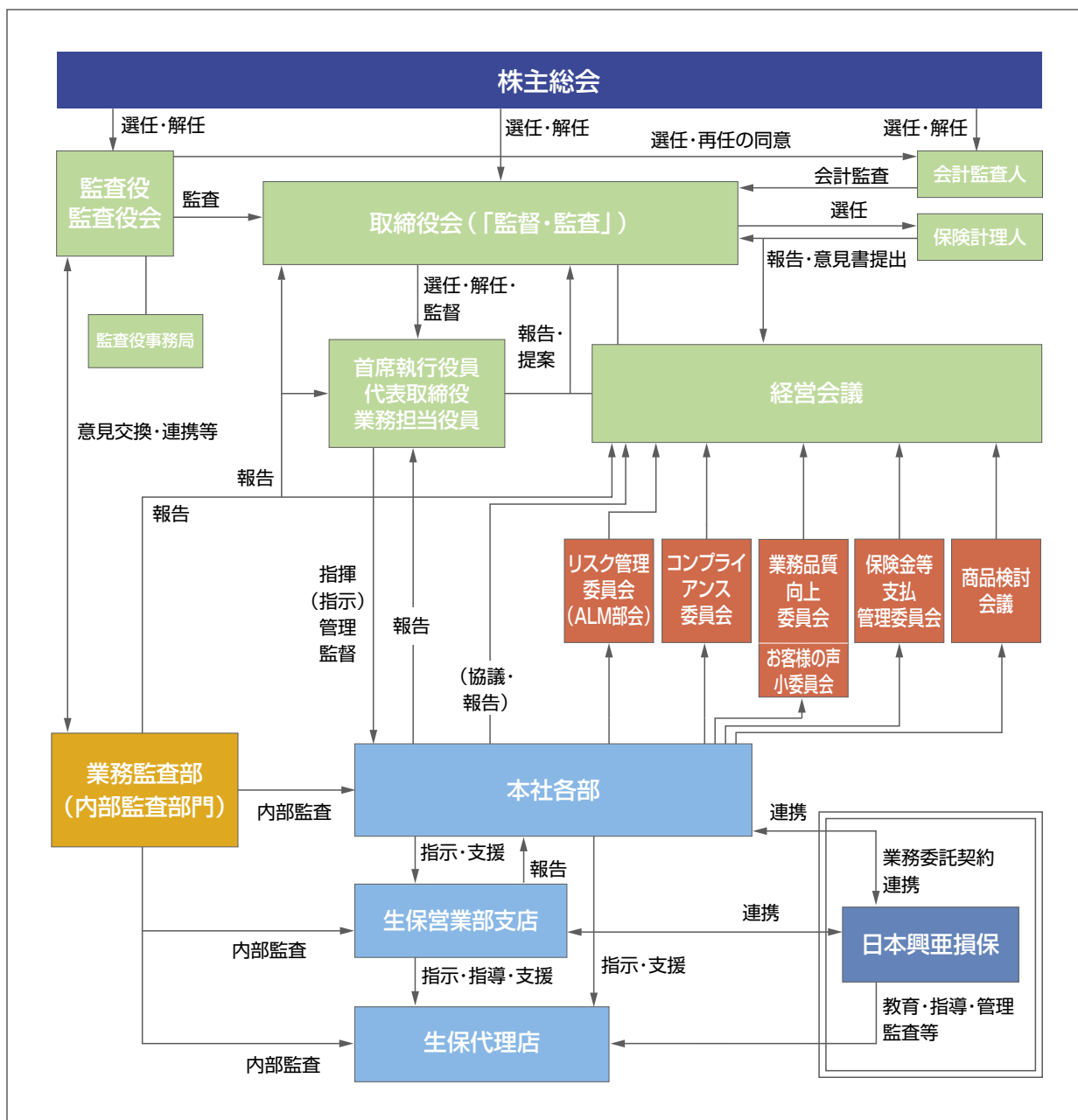
代表取締役と監査役、執行役員と監査役、会計監査人、内部監査部門及び監査役の三者、親会社の監査役と当社の監査役の定例会合を実施する。

以上

Ⅲ. 経営について

(3) コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンスの体制図は以下のとおりです。



Ⅲ-5 利益相反管理方針の概要

当社は、当社または日本興亜保険グループ金融機関が行う利益相反のおそれがある取引について、当社のお客様の利益が不当に害されることがないように、法令等およびこの方針に則り、適切に管理します。

1. 対象取引および特定方法

(1) 対象取引

この方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または日本興亜保険グループ金融機関が行う取引のうち、「当社のお客様の利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客様」とは、当社または日本興亜保険グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客様をいいます。

また、「日本興亜保険グループ金融機関」とは、日本興亜損害保険株式会社およびその子会社または関連会社のうち、別表に掲げる会社をいいます。

(2) 対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、お客様からの情報に基づき、②に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

①対象取引の類型

イ.当社のお客様の利益と当社または日本興亜保険グループ金融機関の利益が相反する取引

ロ.当社のお客様の利益と当社または日本興亜保険グループ金融機関の他のお客様の利益が相反する取引

ハ.お客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または日本興亜保険グループ金融機関が利益を得る取引

ニ.お客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社または日本興亜保険グループ金融機関の他のお客様が利益を得る取引

②判断する事情

イ.当社のお客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合

ロ.当社のお客様の犠牲により、当社または日本興亜保険グループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合

ハ.当社のお客様の利益よりも他のお客様の利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 利益相反管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該お客様の保護を適切に行うよう管理します。

①対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法

②対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法

③対象取引または当該お客様との取引を回避する方法

④対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部門、および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に係る教育・研修を行います。

以上

別表

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①日本興亜損害保険株式会社 ②そんぽ24損害保険株式会社 ③ゼスト・アセットマネジメント株式会社 ④日本興亜クレジットサービス株式会社 ⑤海外で保険事業を営むグループ会社 |
|---|

Ⅲ-6 反社会的勢力排除に向けた取組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、下記の通り「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を決議し、反社会的勢力および団体に対しては断固とした姿勢で臨むこととしています。

1. 反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップをはじめ組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、不当要求は拒絶する。
3. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の又は従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は絶対に行わない。また、資金提供は絶対に行わない。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

<社内規則等の整備状況>

反社会的勢力に対して組織全体として対応することを目的として、「法令等遵守規程」「非常災害リスク管理規程」「就業規則」等に反社会的勢力対応を明記しています。

<社内体制の整備状況>

1. 反社会的勢力に関する情報の一元管理を目的として、統括部署である経営企画部に「反社会的勢力対応事務局」を設置しています。
また、各部支店に「不当要求防止責任者」を選任し、反社会的勢力による不当要求に対応できる体制の構築を図っています。
2. 平素より、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部機関と顔の見える関係作りに努めています。
3. 「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、具体的対応に備えるとともに、社内の報告フローに関しても規定しています。
4. 定期的なニュース発行により、啓蒙・意識の向上を図るとともに、職場単位でのミーティング研修を実施することとしています。

Ⅲ-7 監査・検査態勢

当社は、会社の業務の適正を確保するために、以下の監査を実施しています。

(1) 内部監査

内部監査部門として、他の部門から独立した組織である業務監査部を設置し、内部監査を実施しています。

募集代理店、営業部支店、本社各部および生保業務委託先である日本興亜損保社の営業部支店・課支社等を対象に、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢、リスク管理態勢などの内部管理態勢が、お客様保護・お客様利便の観点から有効に機能しているかを検証することに重点をおいて実施しており、その結果について定期的に取締役会および経営会議に報告しています。

また、監査結果を監査対象部門に通知し改善を求め、必要に応じてフォローアップ監査を実施するとともに、全社的な改善を要する事項に関する本社所管部への提言を行うなど、業務改善の促進に努めています。

(2) 監査役監査

会社法等の定めにより、監査役は、業務が適法・適切に行われているかを厳正に監査するとともに、各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書等）およびその附属明細書ならびに事業報告書およびその附属明細書に係る監査等を実施しています。

監査の実施にあたっては、監査役会にて各年度の監査方針や監査計画を策定するほか、監査に関する重要事項について報告・協議・決議を行い、監査の実効性を図っています。

(3) 会計監査人監査

会社法の定めにより、各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書等）およびその附属明細書に係る会計監査人による監査を受けています。

(4) 外部検査

主な外部検査として、保険業法の定めにより、保険会社を監督する金融庁による検査および財務省財務局による検査を受けることになっています。

Ⅲ-8 リスク管理態勢

(1) 基本方針

金融の自由化・国際化の進展と環境の急激な変化に伴ない、保険事業運営において抱えるリスクは拡大・多様化しています。このような環境下で、経営の健全性を確保し、お客様からの信頼を確保・維持するために、当社では、様々なリスクを的確に認識し、分析・評価した上でリスクコントロールしていくことを最重要課題として掲げ取り組んでいます。

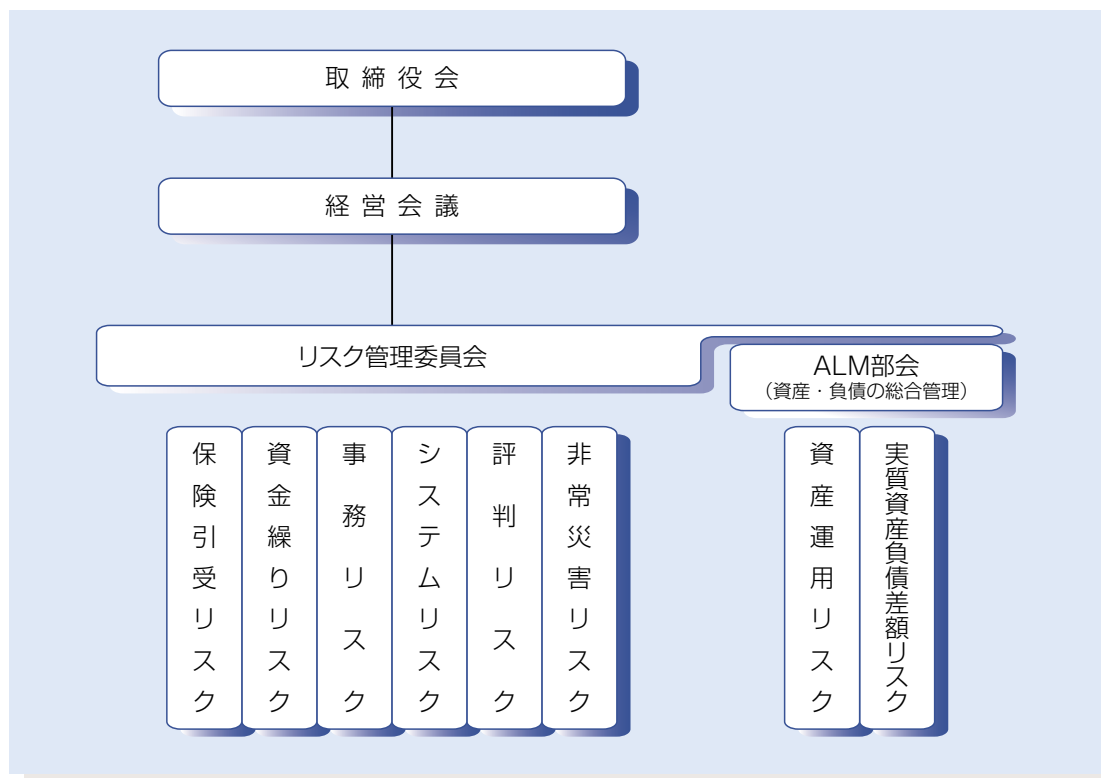
(2) リスク管理体制

当社では、自己責任原則に基づき、経営を取り巻く各種リスクの特性を担当部門において的確に把握し、業務遂行することを基本としています。会社全体のリスクの把握や一元管理を行う観点からリスク管理委員会ならびに資産・負債の総合管理の観点からALM部会を設置しています。また、取締役会および経営会議において、リスク管理に関するチェックを定期的に行っています。

◆リスク管理委員会の役割

- ・ リスク管理に係わる基本方針の策定
- ・ リスク管理手法の高度化検討および整備
- ・ 各種リスク状況の認識、評価および管理状況の総合的な把握

◆リスク管理体制図



(3) リスク管理の取組み

当社は、管理すべきリスクとして次のとおりリスクを定め、適切なリスク管理を行っています。

◆保険引受リスク

「保険引受リスク」とは、商品の開発または改定に際して想定した保険料率等の水準が、経済情勢や保険事故の発生率、運用実績の変動などにより、実際の保険金の支払額等に見合う水準と大きく乖離することによって当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的にこれらの水準を検証し、必要に応じて商品の改廃、引受基準の改定を行うなど、適切な措置を講じることを基本方針としています。

◆資産運用リスク

「資産運用リスク」とは、資産運用に関連して生じるキャッシュフローの不確実性または時価の変動性をいい、「市場リスク」、「信用リスク」、「市場流動性リスク」の3つに区分しています。資産運用リスクについては、資産の健全性を維持し、安定的な収益が確保できるよう、リスクを能動的かつ適切にコントロールすることを基本方針としています。また、資産運用リスクについては、資産のみならず負債についても市場リスクや流動性リスクがあることから、当社は、資産・負債の総合管理（ALM）を行っています。

◆資金繰りリスク

「資金繰りリスク」とは、巨大災害での資金流出や解約返戻金支出の増加等によって資金繰りが悪化し、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、常に維持すべき流動性資産の最低限度を設けて資金繰りリスク管理を行っています。

◆実質資産負債差額リスク

「実質資産負債差額リスク」とは、法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスクをいいます。当社では、定期的に実質資産負債差額の状況を把握するとともに、当該規定に抵触しないようリスク管理を行っています。

◆システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの障害、誤作動等またはその不正使用により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、情報資産保護規程（セキュリティポリシー）や安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、情報資産の安全対策に努めています。

◆事務リスク

「事務リスク」とは、役職員や当社の代理店が正確な事務を怠ること（事務ミス）や不正等を起こすことにより、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、個々の事務について詳細なマニュアル等を整備するとともに、事務の点検や研修・指導等を通じて、事務リスクの軽減を図っています。

◆その他のリスク

当社では「評判リスク（悪評・風評の流布により、当社が損失を被るリスク）」や「非常災害リスク（地震等の大規模災害によって当社が通常業務の継続に支障をきたすことにより、損失を被るリスク）」等のリスクを認識し、それぞれについてリスク管理に努めています。

Ⅲ. 経営について

資産・負債の総合管理 (ALM) について

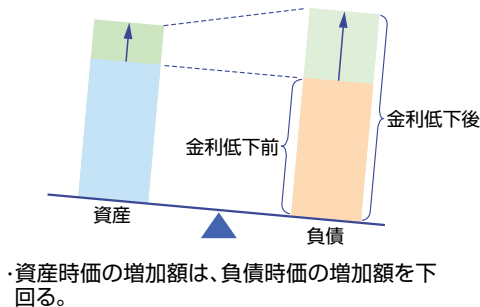
生命保険会社は、責任準備金(将来の保険金等をお支払いするために保険料のなかから積み立てるもの)を負債として計算しています。責任準備金(負債簿価)は、将来の保険金等のキャッシュフローを一定の金利(割引率)を基に計算していますが、市場金利が低下すると実際の運用収益が当初見込んでいた額より少なくなります。このため、市場金利の低下時には、責任準備金の額(負債簿価)よりも多くの金額(負債時価)を評価しておく必要があります。このように、負債時価は、金利によって影響を受ける「金利リスク」を内包しています。

当社は、こうした負債のリスク特性を踏まえ、負債の金利リスクを定量的に計測するなどの分析を行い、負債に見合う資産を確保するため長期の円建債券を中心とした運用を行うなど(※)、資産・負債の総合管理(ALM)を実施しています。

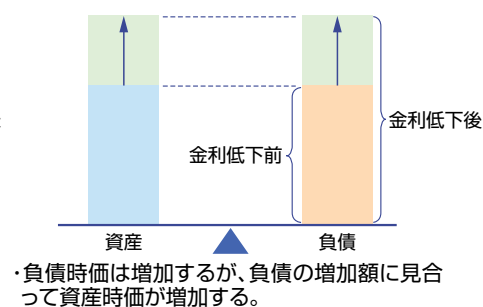
※長期の円建債券で運用した場合、金利リスクを軽減することができます。それは、金利低下時には負債時価は増加しますが、債券価格(資産時価)も増加するからです。また、負債を構成する保険契約の大半は長期であるため、それに合わせて資産も長期債としています。

<イメージ図(金利低下の場合)>

●資産を短期の円建債券で運用した場合
(金利リスクが大きい)



●資産を長期の円建債券で運用した場合
(金利リスクが小さい)



(4) ストレステストについて

当社では、将来、例外的な環境下で起こりうるイベントが当社の財務内容に与える影響をチェックするため、ストレステストを行っています。当社が行っているストレステストは、過去に実際に起きた金利や株価の変動といった重大なイベントに基づいたものと、実際には起きていないが将来起こりうる金利シナリオに基づいたものの2種類であり、各々のストレステストについて複数のシナリオを設定しています。また、金利変動に加え大地震による支払の増加等、過去の実績に基づいた最悪の状態を想定したシナリオに基づくストレステストも行っています。

各シナリオの下でストレステストを実施した結果、当社の財務内容には問題ないことを確認しています。

(5) 再保険に係る方針について

再保険(※)を付す際には、当社保有契約状況・危険準備金の積立状況および巨大自然災害の被害想定責任額を考慮し手配しています。また、再保険の手配にあたっては、再保険取引先審査基準に基づき、主要格付機関による格付をベースに信用度の高い再保険会社を選定するとともに、再保険会社別の取引限度額を定め適切に管理しています。なお、再保険の引受については積極的な取引は行っていません。

※再保険とは、保険会社が引受けた危険を分散するために、保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に引受けてもらうことをいいます。

(1) 基本方針

当社は、お客様や社会からの信頼に応え、お客様から選ばれる企業となるために、コンプライアンスの推進を事業経営の最重要課題に掲げ取り組んでいます。

1. 生命保険事業の高い公共的使命及び社会的責任を常に認識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を通じて、社会からの信頼確保に努める。
2. 法令や各種のルールを厳格に遵守し、社会的規範及び企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行する。
3. 公正な競争と効率的な経営を通じて、お客様のニーズに応える質の高い商品・サービスを提供し、社会・経済の発展に貢献する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、会社全体のコンプライアンスを統括しています。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス上の問題分析と解決策の立案を行い、全社的なコンプライアンス推進の徹底に取り組んでいます。

監査役

取締役会

コンプライアンス委員会

経営会議

業務監査部

コンプライアンス・リスク管理部

(連携)

日本興亜損保コンプライアンス部

(推進・統括)

本社各部門

・担当役員：コンプライアンス統括責任者
・部長：コンプライアンス責任者
・グループリーダー：コンプライアンスリーダー

営業部支店

・部支店長：コンプライアンス責任者

日本興亜損保地域コンプライアンス室

日本興亜損保営業部門

(指導・管理)

代理店

(3) コンプライアンス・プログラム

当社ではコンプライアンス（法令等遵守）の基本方針に基づき、具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを合理的なものとして策定しています。

2009年度(平成21年度)コンプライアンス・プログラム

1. お客様の信頼確立に向けた取組み

「お客様の声（苦情）を起点とした品質向上サイクル」の定着および確立による苦情対応態勢の強化、代理店・募集人の資質向上を通じた販売品質の向上ならびに「適時・適切な保険金等支払管理態勢の整備」を通して、利用者保護、利用者利便の改善・強化に取組み、万全な顧客対応態勢を構築する。また、保険法の改正に的確に対応し、社員・代理店への改正内容の徹底を通じてお客様からの信頼確立に万全を期す。

2. コンプライアンスの推進態勢

全社的なコンプライアンスの推進機能の強化と会社業務の適正化を図るために、コンプライアンス委員会を定期的に開催しコンプライアンス推進態勢を構築する。また、コンプライアンス部門及び募集コンプライアンス管理部門としてコンプライアンス・リスク管理部を設置し、社員及び代理店のコンプライアンスを一元管理し全社的なコンプライアンス推進の強化を図る。また、全職場において、毎月2回、コンプライアンス・品質向上ミーティングを実施し日常業務の遂行において発生した身近な問題を討議することにより、実務に即したコンプライアンスの推進を図るとともにコンプライアンスを重視する企業風土を醸成する。

3. 内部統制の実施

部支店及び本社各グループでは、会社業務の健全性及び適切性を確保することに主眼を置き、業務自主点検を通じて内務事務等の適正化を推進する。また、業務監査部は、リスク管理及びコンプライアンスの観点からその実行性・適切性を検証する。

4. 役職員の研修

役職員の研修体系を確立し、定期的な研修のほか、e-ラーニングによる理解度チェックによりコンプライアンス意識の高揚を図る。

5. 不適正行為（不祥事件）への対応

不適正行為等発生時の対応基準に則り、不適正行為（不祥事件）への的確な対応および再発防止策の策定ならびに社内開示の徹底を図る。また、不適正行為の発生状況、各種法令・監督指針の改正等を踏まえ、報告すべき不適正行為の類型を随時リスクベースで見直す。

6. 苦情対応の徹底

苦情対応プロセスの検証および改善策を通じて、さらなる苦情対応のレベルアップを図る。また、業務品質向上委員会の活動を中心として各業務に係る苦情の発生原因を究明し、業務改善・品質向上策を的確に策定・実行し、再発防止を図る。

7. 顧客情報の適正な取扱いの推進

顧客情報取扱規程に則り、顧客情報の取扱いに係る対応状況の点検、社員及び代理店に対する研修、顧客情報の漏えい事故への対応及び個人情報保護法に基づく開示請求等への対応を徹底することにより顧客情報の適正な取扱いを推進する。

8. 反社会的勢力への対応取組み

政府の犯罪対策閣僚会議の「指針」や金融庁の監督指針等を踏まえ策定した当社の「基本方針」に則り、平時及び有事の対応を適切に行い、反社会的勢力の排除に断固として取組む。

(4) 勧誘方針

平成13年4月1日に施行された「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に対する保険商品の適切なご説明に努めるとともに、次のとおり「勧誘方針」を公表しています。

日本興亜保険グループは、保険その他の金融商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、次の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行ってまいります。

日本興亜保険グループの勧誘方針

1. お客様の商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況などに留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なご説明を心がけるとともに、お客様のご意向と実情に適った商品のご案内に努めてまいります。
2. 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
3. お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。
5. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うように努めてまいります。
6. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払手続きにあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
7. お客様からいただいたご意見・ご要望を商品の開発や販売に反映していくように努めてまいります。

Ⅲ-10 第三分野における責任準備金の確認

(1) 第三分野における責任準備金の適切性確保

第三分野保険商品は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また、保障期間も長期間に亘るものが多くなっています。このため長期的な不確実性が内在しているものといえます。そこで、当社では平成10年大蔵省告示第231号等に基づきストレステストを行い、また、その結果によっては負債十分性テストを実施し、責任準備金の十分な積立水準の確保を図っています。

(2) ストレステスト等における危険発生率等の設定水準

給付内容の危険特性等の観点から分類した「基礎率を同じくする契約区分」ごとの経過年数別支払指数の当社実績値に基づき、ストレステストの場合は保険事故発生率が変動することによる給付金の増加を99%の確率で担保する危険発生率を設定しています。

(3) テストの結果

平成20年度決算に係るストレステストでは、各契約区分について危険発生率に基づき算出した将来の給付額が、予定発生率に基づき算出した将来の給付額を超えていないことから、第三分野保険の保険リスクに備える「危険準備金Ⅳ」のうち、ストレステストの対象とするリスクに対応する積み立て額は0となりました。また、ストレステストの結果、負債十分性テストを実施する必要性はありませんでした。

尚、ストレステストの結果については、計算実施部門から報告を受けた保険計理人およびリスク管理部門が内容の確認を行っています。

Ⅲ-11 お客様情報の保護

生命保険会社は、提供する商品・サービスの特性から、ご契約情報や保健医療等のセンシティブ情報などを、お客様から長期的かつ大量にお預かりしています。

当社では、お預かりしたお客様情報の保護を図るため、個人、法人を問わずお客様情報の適正な管理および業務への利用等を定めた顧客情報取扱規程を制定し、全社的なお客様情報の保護を推進しています。

また、平成17年4月1日より完全施行された個人情報保護法を踏まえ、個人のお客様情報の取扱いに関して「個人情報保護宣言」を公表するとともに、適正な取扱いに努めています。

個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護宣言)

当社は、企業理念において、豊かで健全な社会の発展に貢献することを掲げ、行動指針においては、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えるため、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開することによって、お客様に最高の安心と満足を提供することを定めております。

当社は、お客様の個人情報の保護は「最高の安心」を提供するための基本である、との認識のもと、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」「その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」等を遵守して、お客様の個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、適切な措置を講じます。

また、当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。なお、個人情報に関する取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(注) 個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4.から6.に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に利用し、必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・保険金請求書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）
当社が取扱う商品は次のとおりです。
・生命保険およびこれに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- ② 生命保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ③ 適正な保険金・給付金等の支払
- ④ 当社のグループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内

- ⑤ 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑦ 当社が有する債権の回収
- ⑧ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品・サービスの開発・研究
- ⑨ 代理店等販売網の新設・維持管理
- ⑩ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑪ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
- ・生命保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「5. 生命保険会社等との共同利用」をご覧ください。）

※当社が個人データを提供する第三者は、医療機関、再保険取引会社等です。

<再保険契約について>

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

4. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更および保険金支払に関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に

記載された契約内容および保険事故等に関する内容
② 管理責任者：日本興亜生命保険株式会社

※共同利用を行う当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

5. 生命保険会社等との共同利用

(1) 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、生命保険会社等との間で、当社の保険契約等に関する所定の情報を、次の制度に基づき共同利用しています。

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・支払査定時照会制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページまたは当社のホームページをご覧ください。

(2) 当社は、生命保険代理店の適切な監督等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。

また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、社団法人生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

なお、当社は、生命保険会社等との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを次の制度に基づき共同利用しています。

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退職者情報登録制度
- ・変額保険販売資格者登録制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. ご契約内容、保険金・給付金のお支払に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。また、保険金・給付金のお支払に関するご照会については「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「10.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問は、下記「10. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、個人データの安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本興亜生命保険株式会社 お客様サービスセンター
〒104-8407 東京都中央区築地3丁目4番2号
TEL：0120-538-107

（受付時間：平日9時～17時（土・日曜・祝日を除く））

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（社）生命保険協会 生命保険相談室
〒100-0005 東京都中央区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
TEL：03-3286-2648

受付時間：9時～17時

（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

（会社一覧）

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

① グループ会社

当社が、個人データの共同利用を行うグループ会社は、次のとおりです。（2005年4月1日現在）

- ・日本興亜損害保険株式会社（損害保険業）
- ・そんぽ24損害保険株式会社（損害保険業）

② 提携先企業：

現時点で個人データの共同利用を行う提携先企業はありません。（2005年4月1日現在）

Ⅲ. 経営について

Ⅲ-12 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

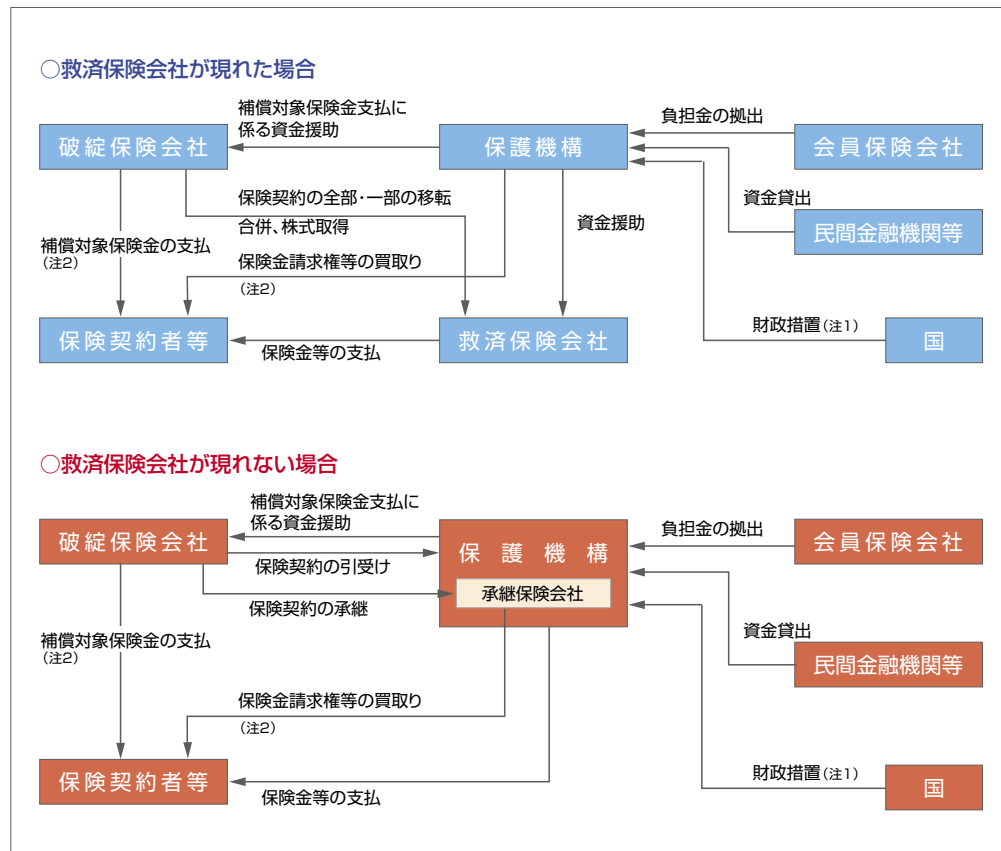
（注1） 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2） 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

● 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

IV. CSRの取組み

[目次]

IV－ 1 日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）	52
IV－ 2 環境問題への取組み	52
IV－ 3 社会貢献活動	53

IV. CSRの取組み

IV-1 日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）

企業は、社会と共存共栄してはじめて成り立ちます。

当グループは、保険事業を通して、豊かで健全な社会に貢献することを、最も重要な社会的責任と考えています。

日本興亜保険グループが考えるCSR

日本興亜保険グループは、企業理念と行動指針に基づき、保険事業を通して、様々なステークホルダー※1の繁栄を支えるとともに、次世代への持続可能な社会※2の実現に貢献していきます。

◆ 「企業理念」「行動指針」に基づいています

当グループの「企業理念」は、保険事業を通して「豊かで健全な社会の発展に貢献する」というCSRの根幹をうたっています。また、「行動指針」においても、お客様・株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーへの貢献を意識しています。

◆ ステークホルダーの繁栄を支え、現代社会に貢献します

企業は社会の繁栄があってはじめて成り立ちます。共存共栄を図っていくパートナーであるステークホルダーの繁栄を支えることが社会的責任と考えています。

◆ 保険事業を通して、社会的責任を果たします

保険事業は「1人は万人のため、万人は1人のため」の精神に基づいています。保険事業そのものが社会貢献であり、その適切な遂行こそが社会的責任の中心です。したがって、当グループの業務を、ステークホルダーのために高度化し、より良い商品・サービスの提供を行うことが最も大切なことと考えています。

◆ 持続可能な社会の実現のため、将来社会に貢献します

現代のステークホルダーばかりでなく、環境問題への対応、少子高齢化社会への対応など、次世代への貢献も大切な社会的責任と考えています。

※1. ステークホルダー:お客様、株主の皆様、代理店の皆様、従業員など会社と共存共栄を図っていくパートナー。

※2. 持続可能な社会:今生きている私たちの責任として長い目で見て築く、将来の人々が幸せに暮らせる社会。

IV-2 環境問題への取組み

地球環境の悪化が社会の安全・安心を脅かし始めた現代において、安心をお届けすることを使命とする保険会社が環境問題に取り組むことは、当然のことといえます。日本興亜保険グループでは、地球温暖化による自然災害リスクの増大を防ぐという観点だけでなく、すべての活動の原点であるお客様の信頼にお応えするために、私達は保険会社が果たすべき社会的責任の大きな柱と認識して環境問題に取り組んでいます。

日本興亜保険グループでは、企業理念である「豊かで健全な社会の発展」への貢献、行動指針に掲げる「環境にやさしい企業活動」の展開のため、国際規格「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステム(EMS)を構築・運用しています。

平成14年6月に日本興亜損害保険株式会社の本社サイトでISO14001の認証を取得し、その後、対象を日本興亜保険グループの全国の拠点および子会社・関連会社へ広げる取組みを行い、平成17年6月には、当社およびそんぽ24損害保険を含む全国組織で認証取得しました。

日本興亜保険グループの「環境方針」

《環境理念》

日本興亜保険グループは、地球環境の保全・持続可能性の確保が人類共通の最重要課題であることを認識し、「豊かで健全な社会の発展に貢献します」との企業理念のもと、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任を実現し、地球温暖化問題への積極的な取り組みにより環境と経営の両立をめざします。

《基本方針》

真に豊かで安心できる暮らしを実現し、その基盤となる地球環境を未来に引き継ぐために、グループのすべての役職員を挙げて、全力で取り組みます。

1. カーボンニュートラル宣言企業（日本興亜損保）として、CO₂排出量を削減

自らの責任を考慮しあらゆる企業活動に伴うCO₂排出量を算定したうえで、省資源・省エネルギーの取組みやリサイクル活動を通して、環境負荷低減と地球温暖化防止に向けCO₂排出量を削減します。また、環境関連法規制等を遵守すると共に、環境汚染の予防に努めます。

2. 保険商品・サービスを通して環境保全の重要性を広く社会に伝える

保険会社としての役割・責任を認識して、環境配慮型の保険商品・サービスを提供することで、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆様と一緒に、環境負荷低減と循環型社会の形成に積極的に取り組みます。

3. 保険との関わりを通しCO₂排出量の削減を支援し低炭素社会の実現に取り組む

保険会社としての機能を生かし、「エコ安全ドライブ」の啓発・普及活動をはじめとした環境負荷低減活動に取組み、低炭素社会の実現をめざします。

この環境方針の達成のため、環境目的・目標を定めて定期的な見直しをおこない、継続的な改善に努めます。また、この環境方針は日本興亜保険グループのすべての役職員に周知すると共に、一般に公開します。

2009年5月7日

日本興亜損害保険株式会社
取締役社長 兵頭 誠

IV-3 社会貢献活動

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。

(1) 日本興亜おもいやり倶楽部の活動

日本興亜保険グループの役職員有志を会員とした「日本興亜おもいやり倶楽部」（マッチングギフト制度）を通じ、社会福祉・環境保護・国際貢献等の活動を行っている団体への寄付を実施しています。

(2) 寄付講座への講師派遣

大学での寄付講座開催にあたり当社社員を講師として派遣し、実務家の観点からわかりやすく講義しています。

(3) エコキャップ運動

ペットボトルキャップを集めて再利用に供し、その売却益を“世界の子どもにワクチンを贈る”活動に賛同し、本社で取組みを行っています。

(4) 本社ビルへのAED（自動対外式助動器）の設置

本社ビル1F入口にAEDを設置するとともに、総合防災訓練時に救命講習を取り入れるなど社員の救命技術向上に努力しています。

(5) その他の活動

（社）生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動など様々な社会貢献活動に取り組んでいます。

V. お客様へのサービスのご提供

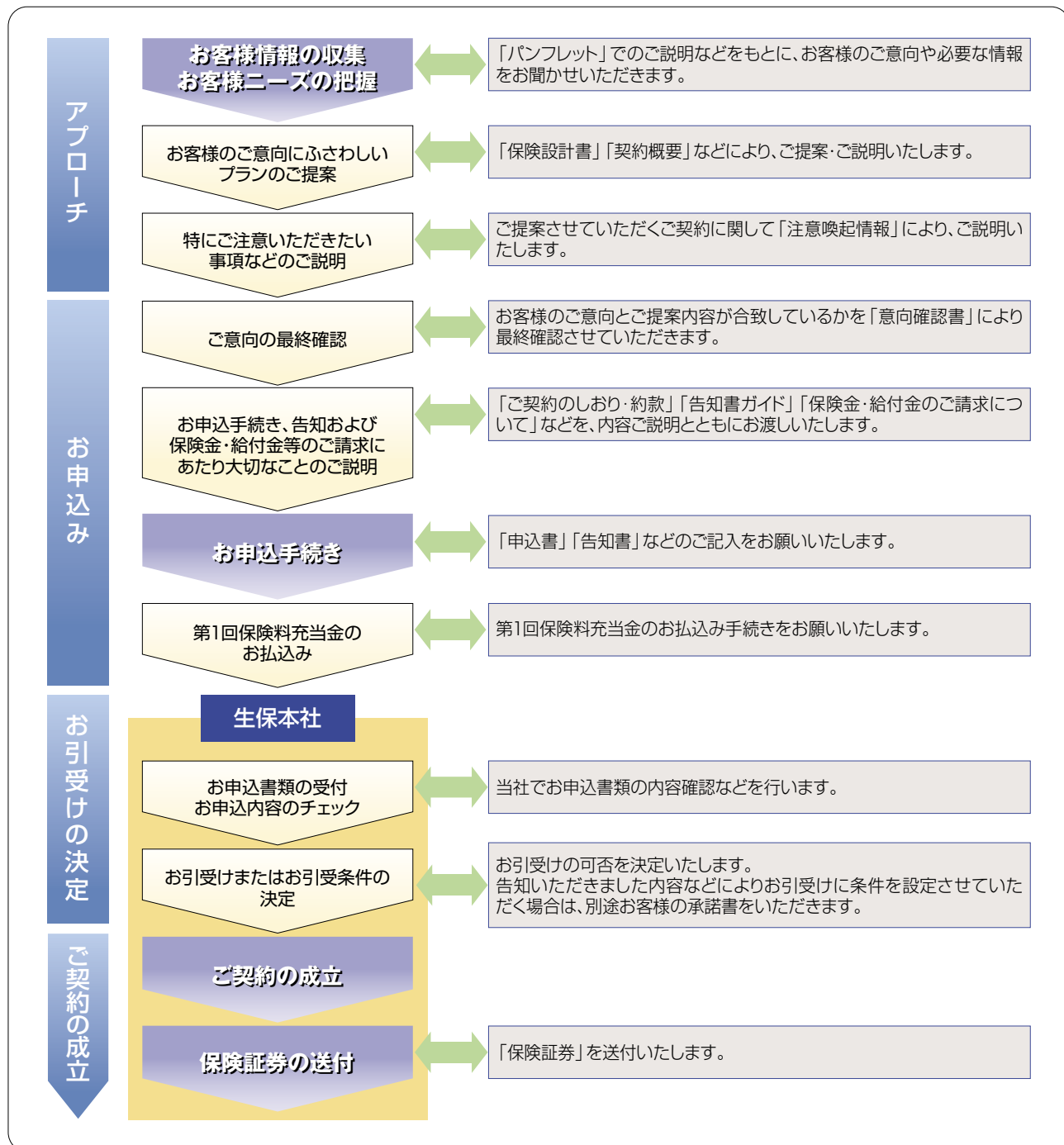
[目次]

V- 1 ご契約までの流れ （アプローチからご契約の成立まで）	56
V- 2 保険金・給付金のお支払いまでの流れ	57
V- 3 商品ラインナップ	58
(1) 個人向け商品（主なもの）	58
(2) 企業・団体向け商品（主なもの）	60
V- 4 代理店教育・研修および支援制度	61
(1) お客様の良きアドバイザーを目指して	61
(2) 教育・研修メニュー	61
(3) 研修の目的	61
(4) 代理店向け営業支援	62
V- 5 ご契約者に対する情報提供の実態	63
(1) 会社経営に関する情報提供	63
(2) ご契約者の皆様への情報提供	63
V- 6 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法	65

V. お客様へのサービスのご提供

V-1 ご契約までの流れ（アプローチからご契約の成立まで）

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。



《クーリング・オフについて》

お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または保険料等領収証の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、次の場合はお取り扱いできません。

- ・当社が指定する医師の診査が終了したとき
- ・債務履行の担保のための保険契約であるとき
- ・既契約の内容変更のとき
- ・法人をご契約者とする保険契約であるとき

V. お客様へのサービスのご提供

V-2 保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。
ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

保険金・給付金のご請求・ご相談窓口

0120-528-170 (通話料無料)

【受付時間】午前9時～午後5時

(土・日・祝日および12/31～1/3は除きます)

お 客 様

1

お手元に「保険証券」をご用意いただき、当社保険金・給付金のご請求・ご相談窓口(0120-528-170)までご連絡ください。

※各種お手続きに関するお問い合わせは当社お客様サービスセンター(0120-538-107)までご連絡ください。

主に次の事項を確認させていただきますので、あらかじめご準備ください。
(注)ご請求・ご契約の内容によって、確認させていただく事項は異なります。これらの事項以外にも確認させていただくことがございますので、ご了承ください。

■お亡くなりになられた場合(死亡保険金のご請求)

- 証券番号
- お電話いただいた方のお名前
- お亡くなりになった方のお名前
- 原因となった病気や事故(事故発生日)
- お亡くなりになった日
- 入院・手術の有無
- 請求書類の送付先

■入院・手術などをされた場合(入院・手術給付金のご請求)

- 証券番号
- お電話いただいた方のお名前
- 入院・手術などをされた方のお名前
- 原因となった病気や事故(事故発生日)
- 入院期間(入院日・退院日)
- 手術のある場合、正式な手術名と手術日
- 請求書類の送付先

※お電話での受付のほか、当社ホームページでの受付も行っています。
(<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>)

3

ご請求に必要な書類をご提出ください。

診断書など必要な書類をご準備いただき、所定の書類に必要事項をご記入いただいたうえで当社保険金サービスグループへご提出ください。

(注)診断書や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

6

「お支払いのご案内」が届きましたら、内容をご確認ください。

ご不明な点などございましたら、当社保険金・給付金のご請求・ご相談窓口(0120-528-170)までご照会ください。

日本興亜生命

2

ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けいたします。

ご請求に必要な書類とともに小冊子「保険金・給付金のご請求について」をお届けいたします。

小冊子では、「お支払いする事例、お支払いできない事例」などを具体的に記載しています。

※当社ホームページにも掲載していますのでご参照ください。
(<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>)

4

ご提出いただいた書類の内容を確認いたします。

当社に書類が到着しましたら、ご契約の約款にしがたい内容を確認させていただきます。

(注)ご提出いただいた書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、障害の状況、事故の原因などについて、詳細な事実を確認(医療機関などへの確認も含みます)させていただく場合があります。この場合、確認先のご都合や事故原因の調査などによって日数を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5

ご契約の約款にしがたい、保険金・給付金をお支払いいたします。

お支払いにあたっては、ご指定の口座へ送金させていただくとともに、「お支払いのご案内」(お支払い内容の明細)を郵送いたします。

ご留意いただきたい事項

- ☐被保険者ご本人様が病名をご承知でない場合でも、保険金や給付金をお支払いすることによって、ご本人様に病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求の連絡をいただく際にお知らせください。
- ☐受取人となられる被保険者ご本人様が請求できない特別な事情があり、指定代理請求人特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です(また、同特約が付加されていない場合も当社窓口までご相談ください)。

V. お客様へのサービスのご提供

V-3 商品ラインナップ

(1) 個人向け商品(主なもの)

<主契約>

◆万一の場合に備えて

残された家族のための生活費の確保、葬儀代など一時的にかかる費用の確保など、万一の場合に備える商品をご案内します。

・一家の大黒柱の方に

あいだぶ家族 (新収入保障保険)

万一の際、葬儀費用などに必要な一時金と、ご家族の生活保障資金を毎月お届けする保険です。



あいだぶ家族 (逡減定期特約)

万一の際に、保険金を一時金として受け取るタイプの保険です。必要な保障額に沿って保険金額も減少しますので、合理的な保障と保険料となっています。



新収入保障保険

万一の際、ご家族に生活保障資金を毎月お届けする保険です。



・一生涯の保障を希望される方へ

終身保険

万一のため、老後のため、一生涯の保障が得られる保険です。



なっ得終身

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑え割安な保険料で、一生涯の保障が得られる保険です。



・割安な保険料で大きな保障を希望される方へ

定期保険

死亡保障に的を絞った、保険の原点ともいえる保険です。目的を絞った保険ですから、小さな負担で大きな保障が得られます。



低解約返戻金型定期保険

低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く抑え割安な保険料で「定期保険」と同一の保障が得られます。



無解約返戻金型定期保険

解約返戻金がない分、割安な保険料で「定期保険」と同一の保障が得られます。



V. お客様へのサービスのご提供

◆入院や手術に備えて

ホッとメディカル

病気やケガによる入院をされたとき、あるいは所定の手術をされたときに給付金が支払われる保険です。



終身がん保険

がんになったときに安心して治療に専念するために一生にわたってがんを保障する保険です。



◆豊かな老後生活に備えて

個人年金保険

ゆとりあるセカンドライフを送るために、一定の年齢から、年金をお支払いする保険です。



養老保険

財産づくりと、万一の備えを両立できる保険です。



積立型終身保険

無理のない積立により、安心できる老後の保障をお約束します。



◆お子様の教育資金準備に

こども保険

お子さまの健やかな成長をお守りし、教育資金などのご準備ができます。



V. お客様へのサービスのご提供

<特約>

◆定期系特約

死亡保障をより充実させるための特約です。

ご利用の目的	特約の名称
割安な保険料で、合理的な保障をご希望の方に	逓減定期保険特約
重点的に保障したい時期の保障額アップをご希望の方に	平準定期保険特約
保障額アップと3大疾病への保障をご希望の方に	特定疾病保障定期保険特約

◆災害・入院系特約

傷害・入院・手術などの不時の出費にも備えるための特約です。

ご利用の目的	特約の名称
災害による死亡・高度障害の保障アップをご希望の方に	新災害割増特約
災害による死亡・高度障害の保障アップ、身体障害への保障をご希望の方に	新傷害特約
ケガによる入院保障をご希望の方に	新災害入院特約
病気による入院と、手術保障をご希望の方に	新疾病入院特約
ケガによる入院後の退院一時金をご希望の方に	新災害退院後療養特約
病気による入院後の退院一時金をご希望の方に	新疾病退院後療養特約
成人病による入院の上乗せ保障をご希望の方に	新成人病保障特約
女性に多い病気による入院の上乗せ保障をご希望の方に	新女性医療特約
こどもの入院や手術に備える「こども保険」専用の特約です	こども医療特約

◆その他の特約

ご利用の目的	特約の名称
喫煙の有無、または健康状態が所定の基準を満たす場合、より割安な保険料でご契約いただけます	区分料率適用特約（優良体保険）
余命6ヶ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求をすることができます	リビング・ニーズ特約
所定の3大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）、所定の身体障害状態、所定の要介護状態に該当した場合、以後の保険料は不要です	保険料払込免除特約
被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」が生じた場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人に保険金等を請求していただくことができます	指定代理請求人特約

(2) 企業・団体向け商品（主なもの）

総合福祉団体定期保険

企業や団体等が定める弔慰金規程に基づく、役職員・ご遺族への支給財源の確保ができます。



団体信用生命保険

団体定期保険

企業や団体等が制度を導入し、所属員（役員・従業員）の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を目的とする保険です。

医療保障保険（団体型）

V. お客様へのサービスのご提供

V-4 代理店教育・研修および支援制度

満足のいくサービスの提供のために代理店に対する教育・研修および営業支援に取り組んでいます。

(1) お客様の良きアドバイザーを目指して

お客様のライフプランや企業ニーズに合った最適な保険を提案するためには、商品知識・周辺知識はもちろんの事、高度なコンサルティングスキルが必要になります。

当社では、お客様から信頼され満足感を持って頂けるコンサルティングを提供できる代理店の育成を目指し、生命保険業界共通教育および当社独自カリキュラムの研修を実施しております。

(2) 教育・研修メニュー



V. お客様へのサービスのご提供

(3) 研修の目的

代理店教育・研修は、お客様のニーズを正しく把握し、お客様の意向にあった商品提案・販売が適切に行えるコンサルティングスキルの習得を目的としております。

◆研修の目標

コンプライアンス(法令遵守)を基礎として、生命保険の役割・使命を正しく理解し、お客様に最適な保険が提案・販売できる代理店の育成・業務品質の向上を目指しております。

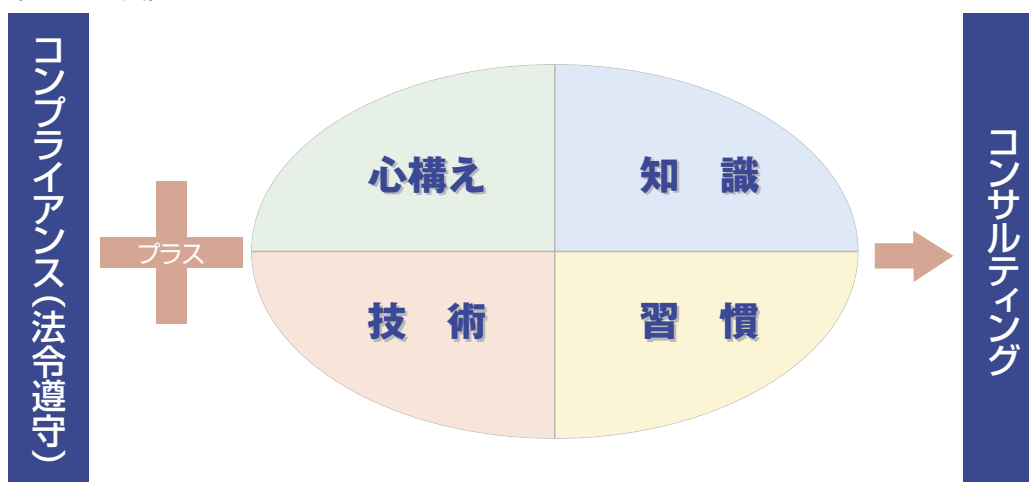
V. お客様へのサービスのご提供

◆代理店研修カリキュラムのコンセプト

下記のコンセプトに基づいて研修を実施しております。

心 構 え	生命保険の役割・使命とコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図ります。
知 識	保険商品・税務・FP知識・新契約・保全等の生命保険販売に必要な業務知識の習得を目指します。
技 術	コンサルティングスキルアップを目指した実践研修を柱として、スキルレベルに応じた研修を展開します。
習 慣	お客様に高い品質のサービスを常に提供するための行動を習慣化させます。

（イメージ図）



（4）代理店向け営業支援

LPS＜ライフ プランニング サポーター＞制度

◆代理店向け生保販売支援のためのLPS＜ライフ プランニング サポーター＞制度

LPS社員は、生命保険販売に関する高いスキルを持ち、さらに金融、経済、法律、税務などの幅広い知識を持つ生保販売のエキスパート社員です。LPS社員は、生命保険業務（募集や保全知識）をさらに強化したい代理店に対して営業支援・販売指導を行うとともに、代理店との共同募集等を通じ、お客様にご満足いただける生命保険のご提案や各種高品質サービスのご提供を行います。

※今年度は東京地区、名古屋地区、大阪地区で展開中

V-5 ご契約者に対する情報提供の実態

(1) 会社経営に関する情報提供

会社経営に関する情報は次の方法・媒体により適時・適切に行っています。

○日本興亜生命の現状

保険業法第111条に基づき作成された資料で、当社の業績や財務状況等を記載しています。本誌は、全国の営業店、当社の事務委託をしている日本興亜損保の営業店ならびに主要代理店に備え付けています。また、ホームページでもご覧いただけます。



○会社案内

当社の概要を簡単にご説明した冊子です。



○インターネットホームページ

当社の会社概要、業績、保険商品のご案内、ニュースなどを掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>

(2) ご契約者の皆様への情報提供

ご契約者の皆様には、「ご契約成立まで」、「ご契約成立後」にそれぞれ次のような情報を提供しています。

①ご契約成立までの情報提供

○パンフレット

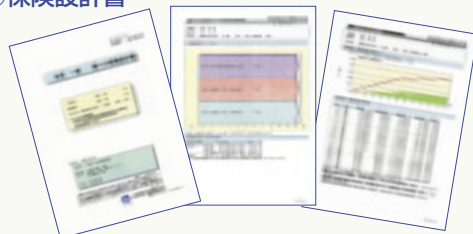


○保険種類のご案内

当社の商品を一括して記載しています。



○保険設計書



○ご契約のしおり・約款

ご契約にあたって十分にご理解いただきたい重要事項等を記載しています。また、約款はご契約についての取決めに詳しく記載しています。



○契約概要

○告知書ガイド

○保険証券

○注意喚起情報

○保険金・給付金のご請求について

※ご加入手続きに入る前に、お客様の最終的なご意向を「意向確認書」により確認させていただいています。

V. お客様へのサービスのご提供

②ご契約成立後の情報提供

○保険料のお払込みに関連するもの

- ・保険料口座振替についてのご案内
- ・生命保険料再請求のお知らせ

○自動振替貸付・失効に関連するもの

- ・保険料お立替えのご案内
- ・お立替金残高ならびに利息繰入に関するご案内
- ・ご契約失効のお知らせ兼簡易復活のおすすめ
- ・保険契約失効のご案内（失効通知）
- ・ご契約失効後3ヶ月経過に関するご案内
- ・ご契約失効後6ヶ月経過に関するご案内
- ・ご契約失効後1年経過に関するご案内
- ・保険契約失効に伴う返還金のお支払いについての最終のご案内（失効後2年半経過時）
- ・失効返戻金の送金のご案内（失効後3年経過時）

○満期・年金等に関連するもの

- ・満期保険金・祝金・健康祝金・生存給付金・無事故給付金のご案内
- ・年金のご案内
- ・自動更新のお知らせ
- ・保険期間満了のお知らせ
- ・お支払のご案内

○保険金・給付金のお支払いに関連するもの

- ・保険金・給付金請求書類のご案内
- ・保険金・給付金のご請求について
- ・お支払のご案内

○契約者貸付に関連するもの

- ・お支払のご案内
- ・利息繰入のご案内
- ・ご用立（契約者貸付）現在高のお知らせ

○その他

- ・ご契約内容のお知らせ
- ・生命保険料控除証明書

V-6 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

ご契約手続きの際には、商品の仕組みや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客様に十分ご理解いただくため、当社では以下のような書面に商品に対する情報とデメリット情報を記載しお渡ししています。

◆契約概要

お客様に保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項（仕組み、保障内容、付加できる主な特約とその概要等）を掲載し、ご契約の手続き前に当該保険商品がお客様ニーズに適合していることをご確認いただいています。



◆保険種類のご案内

お客様のニーズに最も適したプランを選択していただくために、当社の商品を一括して記載した「保険種類のご案内」を作成しています。

この「保険種類のご案内」では、商品の仕組みと特長のほか、デメリット情報（保険金・給付金等をお支払いできない主な場合、告知義務違反による契約の解除など）やクーリング・オフ等についても記載しています。

◆注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい重要な事項（告知義務違反、保険金・給付金等をお支払いできない場合等）を掲載し、ご契約の手続き前にお客様にご確認いただいています。



◆パンフレット

商品の内容についてご理解いただくために、商品の仕組みと特徴についてわかりやすく説明しています。

◆乗換確認書

すでにご加入いただいている契約を解約することを前提に、新たな契約をお申込みいただく場合に、「乗換確認書」にてお客様の不利益事項等をご説明し、ご確認いただいています。



◆ご契約のしおり・約款

ご契約のお申込みに際して、ご契約に関する重要な事項を記載した「ご契約のしおり・約款」をお渡ししています。

「ご契約のしおり」部分では、保険金・給付金等のお支払いなどに関する説明に加え、免責事由、告知義務違反による契約解除やクーリング・オフ制度等についてもわかりやすく説明しています。

◆解約請求書

解約を請求されるお客様に、あらためてご確認いただくため、解約のデメリットと解約のお手続き前にお客様にご検討いただいた事項をご案内しています。



資料編

目次

I. 保険会社の概況及び組織	71
1 沿革	71
2 経営の組織	71
3 店舗網一覧	72
4 資本金の推移	73
5 株式の総数	73
6 株式の状況	73
(1) 発行済株式の種類等	73
(2) 大株主	73
7 主要株主の状況	73
8 役員の状況	74
9 従業員の在籍・採用状況	75
10 平均給与（内勤職員）	75
11 平均給与（営業職員）	75
II. 保険会社の主要な業務の内容	76
1 主要な業務の内容	76
2 経営方針	76
III. 直近事業年度における事業の概況	77
1 直近事業年度における事業の概況	77
2 契約者懇談会開催の概況	77
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	77
4 契約者に対する情報提供の実態	77
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	77
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	77
7 新規開発商品の状況	78
8 保険商品一覧	79
(1) 個人向け商品〔主契約〕	79
(2) 個人向け商品〔特約〕	84
(3) 指定代理請求人特約について	85
(4) 企業・団体向け商品	85
9 情報システムに関する状況	86
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	86
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	87
V. 財産の状況	88
1 貸借対照表	88
2 損益計算書	92
3 キャッシュ・フロー計算書	94
4 株主資本等変動計算書	96
5 債務者区分による債権の状況	98
6 リスク管理債権の状況	98
7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	98
8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	99
9 有価証券等の時価情報（会社計）	100
(1) 有価証券の時価情報	100
(2) 金銭の信託の時価情報	102
(3) デリバティブ取引の時価情報	102
10 経常利益等の明細（基礎利益）	103
11 利源別損益	103
12 会計監査人の監査の状況	104
13 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	104

14 継続企業の前提に関する注記	104
Ⅵ. 業務の状況を示す指標等	105
1 主要な業務の状況を示す指標等	105
(1) 決算業績の概況	105
(2) 保有契約高及び新契約高	105
(3) 年換算保険料	105
(4) 保障機能別保有契約高	106
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	107
(6) 異動状況の推移	108
(7) 契約者配当の状況	109
2 保険契約に関する指標等	110
(1) 保有契約増加率	110
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	110
(3) 新契約率（対年度始）	110
(4) 解約失効率（対年度始）	110
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	110
(6) 死亡率（個人保険主契約）	111
(7) 特約発生率（個人保険）	111
(8) 事業費率（対収入保険料）	111
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	111
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	112
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	112
(12) 未だ収受していない再保険金の額	112
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	112
3 経理に関する指標等	113
(1) 支払備金明細表	113
(2) 責任準備金明細表	113
(3) 責任準備金残高の内訳	113
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	114
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	114
(6) 契約者配当準備金明細表	114
(7) 引当金明細表	115
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	115
(9) 資本金等明細表	115
(10) 保険料明細表	115
(11) 保険金明細表	116
(12) 年金明細表	116
(13) 給付金明細表	116
(14) 解約返戻金明細表	116
(15) 減価償却費明細表	117
(16) 事業費明細表	117
(17) 税金明細表	117
(18) リース取引	117
4 資産運用に関する指標等（一般勘定）	118
(1) 資産運用の概況	118

(2) 運用利回り	120
(3) 主要資産の平均残高	120
(4) 資産運用収益明細表	120
(5) 資産運用費用明細表	121
(6) 利息及び配当金等収入明細表	121
(7) 有価証券売却益明細表	121
(8) 有価証券売却損明細表	121
(9) 有価証券評価損明細表	122
(10) 商品有価証券明細表	122
(11) 商品有価証券売買高	122
(12) 有価証券明細表	122
(13) 有価証券残存期間別残高	123
(14) 保有公社債の期末残高利回り	124
(15) 業種別株式保有明細表	124
(16) 貸付金明細表	125
(17) 貸付金残存期間別残高	125
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	125
(19) 貸付金業種別内訳	125
(20) 貸付金使途別内訳	125
(21) 貸付金地域別内訳	125
(22) 貸付金担保別内訳	125
(23) 有形固定資産明細表	126
(24) 固定資産等処分益明細表	126
(25) 固定資産等処分損明細表	127
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	127
(27) 海外投融資の状況	127
(28) 海外投融資利回り	128
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	128
(30) 各種ローン金利	129
(31) その他の資産明細表	129
5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	130
(1) 有価証券の時価情報	130
(2) 金銭の信託の時価情報	132
(3) デリバティブ取引の時価情報	132
Ⅶ. 保険会社の運営	133
1 リスク管理の体制	133
2 法令遵守の体制	133
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性	133
4 個人データ保護について	133
5 反社会的勢力排除のための基本方針	133
Ⅷ. 特別勘定に関する指標等	133
1 特別勘定資産残高の状況	133
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	133
3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	133
Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況	133
1 保険会社及びその子会社等の概況	133
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務	133
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況	133

日本興亜生命の現状

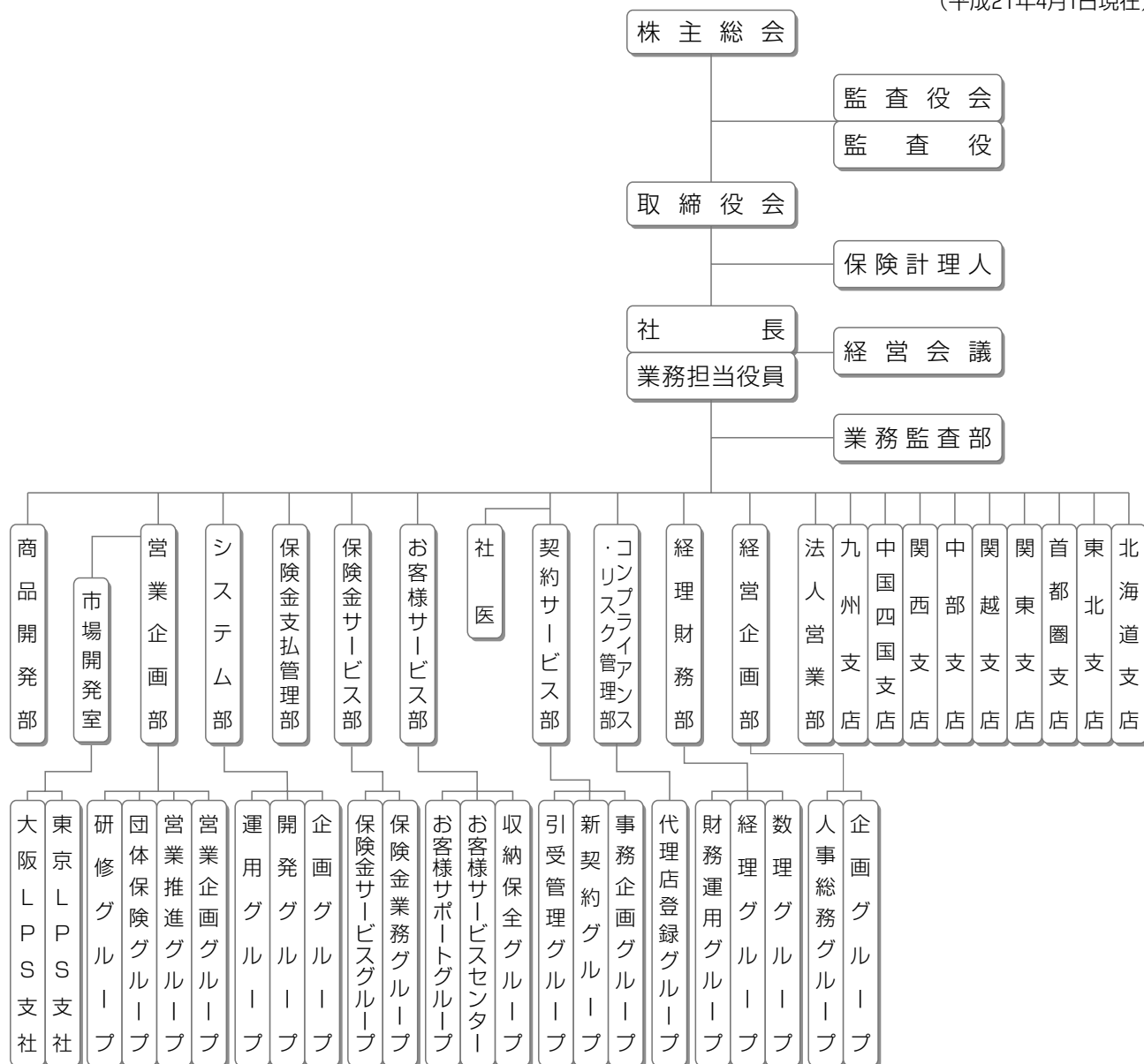
I. 保険会社の概況及び組織

I-1 沿革

年 月 日	主 な で き ご と
平成8年4月1日	保険業法の改正により、生損保の子会社方式による相互参入が可能となりました。
平成8年8月8日	興亜火災海上保険株式会社ならびに日本火災海上保険株式会社は、それぞれ全額出資により「興亜火災まごころ生命保険株式会社」ならびに「日本火災パートナー生命保険株式会社」を設立
平成8年8月27日	生命保険事業免許を大蔵大臣より取得
平成8年10月1日	営業開始
平成13年4月1日	出資会社が合併したことに伴い、生保二社も同時に合併し「日本興亜生命保険株式会社」となりました。
平成14年3月	当局認可を得て、現行資本金から50億円を減資し、同時期に親会社の日本興亜損害保険株式会社引受による50億円の増資を行うという資本政策を実施

I-2 経営の組織

(平成21年4月1日現在)



I-3 店舗網一覧

(平成21年7月1日現在)

部 支 店	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道 支 店	〒060-0042 札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-6265
東 北 支 店	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-3173
首 都 圏 支 店	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-12-1	03-3984-9988
関 東 支 店	〒110-0015 東京都台東区東上野3-18-4	03-3839-8876
関 越 支 店	〒330-9509 さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-658-6660
中 部 支 店	〒460-8636 名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9440
関 西 支 店	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8191
中 国 四 国 支 店	〒730-0011 広島市中区基町13-9	082-228-5361
九 州 支 店	〒810-8666 福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3521
法 人 営 業 部	〒103-8255 東京都中央区日本橋2-11-2	03-3231-3021
本 社	〒104-8407 東京都中央区築地3-4-2	03-5565-8080



I-4 資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後 資 本 金	摘 要	備 考
平成8年8月8日		10,000百万円	会社設立	旧 興亜火災まごころ生命保険株式会社
		10,000百万円	会社設立	旧 日本火災パートナー生命保険株式会社
平成13年4月2日	10,000百万円	20,000百万円	合併増資	
平成14年3月5日	5,000百万円	15,000百万円	減 資	
平成14年3月19日	5,000百万円	20,000百万円	第 三 者 割当増資	すべて、日本興亜損害保険株式会社に割当

I-5 株式の総数

(平成21年3月31日現在)

発行する株式の総数	1,600千株
発行済株式の総数	500千株
当期末株主数	1名

I-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(平成21年3月31日現在)

発行 済 株 式	種 類	発行数	内 容
	普 通	500千株	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式

(2) 大株主

(平成21年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本興亜損害 保険株式会社	500千株	100%	— 千株	— %

I-7 主要株主の状況

(平成21年3月31日現在)

名 称	主たる営業所又は 事業所の所在地	資本金又 は出資金	主要な事業 内容	設立年月日	株式等の総数等に占める 所有株式等の割合
日本興亜損害 保険株式会社	東京都千代田区 霞が関三丁目7番3号	91,249百万円	損害保険業	昭和19年10月1日	100%

I-8 役員の状況

(平成21年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	略 歴
代表取締役社長 首席執行役員	はしもと かすお 橋 本 和 生 (昭和23年6月3日生)	昭和46年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成20年 6月 日本興亜損害保険株式会社代表取締役副社長執行役員 同21年 6月 同 取締役(非常勤)(現職) 同 年 6月 当社代表取締役社長首席執行役員(現職)
取 締 役 副社長執行役員	しが ひさのり 志 賀 久 徳 (昭和22年 7月 2日生)	昭和46年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年 6月 日本興亜損害保険株式会社執行役員本店営業第二部長 同16年 6月 当社常勤監査役 同20年 6月 同 取締役専務執行役員 同21年 6月 同 取締役副社長執行役員(現職)
取 締 役 専務執行役員	つちだ いさお 土 田 勲 (昭和27年 1月 9日生)	昭和49年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成17年 4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員千葉支店長 同18年 4月 当社常務取締役 同19年 4月 同 常務取締役商品開発部長 同 年 6月 同 常務執行役員商品開発部長 同 年10月 同 常務執行役員 同20年 6月 同 取締役専務執行役員営業本部長(現職)
取 締 役 専務執行役員	しいな ただし 椎 名 忠 (昭和26年10月15日生)	昭和50年 4月 明治生命保険相互会社入社 平成18年 7月 明治安田生命保険相互会社監査委員会事務局長 同20年 4月 明治安田システム・テクノロジー株式会社 同 年 6月 取締役兼リスク管理・コンプライアンス部長 当社取締役専務執行役員(現職)
常務執行役員	すぎもと えいじ 杉 元 英 治 (昭和28年 5月12日生)	昭和51年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成18年 4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員関越本部長 同20年 6月 当社常務執行役員 同21年 4月 同 常務執行役員営業企画部市場開発室長(現職)
取 締 役 常務執行役員	おおの たかよし 大 野 隆 由 (昭和28年 9月 9日生)	昭和52年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成15年 4月 日本興亜損害保険株式会社投融資部長 同 年 9月 当社取締役経営企画部長 同19年 6月 同 取締役執行役員経営企画部長 同20年 4月 同 取締役執行役員経営企画部長、経理財務部長 同 年 6月 同 取締役常務執行役員経理財務部長(現職)
執 行 役 員	まつした いくお 松 下 郁 雄 (昭和30年 1月 4日生)	昭和52年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成16年 4月 日本興亜損害保険株式会社茨城支店長 同20年 8月 当社執行役員 同21年 4月 同 執行役員コンプライアンス・リスク管理部長(現職)
執 行 役 員	たけざわ けん 竹 澤 健 (昭和28年 7月23日生)	昭和51年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成13年 4月 日本興亜損害保険株式会社福島支店副支店長 同14年 4月 当社関東支店長 同17年 4月 同 首都圏支店長 同20年 4月 同 執行役員首都圏支店長(現職)
執 行 役 員	のむら まさゆき 野 村 正 幸 (昭和30年12月 5日生)	昭和54年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成16年 6月 日本興亜損害保険株式会社自動車営業第二部長 同21年 4月 当社執行役員お客様サービス部長(現職)
常 勤 監 査 役	おのでら けいき 小野寺 景 樹 (昭和27年 6月24日生)	昭和50年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成18年 4月 日本興亜損害保険株式会社理事神戸支店長 同19年 6月 そんぽ24損害保険株式会社取締役副社長執行役員 同21年 4月 当社常勤監査役(現職)
監 査 役	はやし まさすみ 林 正 純 (昭和27年 1月14日生)	昭和50年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成19年 4月 日本興亜損害保険株式会社理事経営企画部グループ事業部長 兼 日本興亜クレジットサービス株式会社代表取締役社長 同20年 4月 日本興亜クレジットサービス株式会社代表取締役社長(現職) 同21年 6月 当社監査役(現職)
監 査 役	なごや いちろう 名古屋 一 郎 (昭和36年 3月30日生)	昭和59年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成20年 4月 日本興亜損害保険株式会社 同 年 6月 経営企画部 グループ事業・受託統括部長(現職) 当社監査役(現職)

I-9 従業員の在籍・採用状況

区 分	平成19年度末 在籍数	平成20年度末 在籍数	平成19年度末 採用数	平成20年度末 採用数	平成20年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内 勤 職 員	418名	472名	73名	67名	41.0歳	3.7年
男女別						
(男 子)	291	321	36	32	46.2	3.8
(女 子)	127	151	37	35	29.8	3.4
職種別						
(グローバル職系)	301	328	39	30	46.0	3.8
(エリア職系)	117	144	34	37	29.5	3.4
営 業 職 員	—	—	—	—	—	—
男女別						
(男 子)	—	—	—	—	—	—
(女 子)	—	—	—	—	—	—

(注) 従業員には、出向受入者を含み、他社への出向者・休職者は含みません。

I-10 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成20年3月	平成21年3月
内勤職員	503	492

(注) 平均給与月額とは平成20年3月中および平成21年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

I-11 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ．保険会社の主要な業務の内容

Ⅱ－１ 主要な業務の内容

p.4 I－2 日本興亜生命の概要 (2) 主な業務の内容をご参照ください。

Ⅱ－２ 経営方針

p.4 I－2 日本興亜生命の概要 (1) 経営方針をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

Ⅲ－１ 直近事業年度における事業の概況

p.10～11 Ⅱ－１ 平成20年度における事業概況および平成21年度の取組みについてをご参照ください。

Ⅲ－２ 契約者懇談会開催の概況

現在のところ契約者懇談会は開催していませんが、お客様からのご相談やお申し出にお応えできるように本社に「お客様サービスセンター」を設置しています。

今後ともお客様から頂いたご意見・ご要望を踏まえて、より一層のサービス充実に努めてまいります。

Ⅲ－３ 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

p.25～31 Ⅲ－２ お客様満足度向上に向けた取組みをご参照ください。

Ⅲ－４ 契約者に対する情報提供の実態

p.63～64 V－５ ご契約者に対する情報提供の実態をご参照ください。

Ⅲ－５ 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

p.65 V－６ 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法をご参照ください。

Ⅲ－６ 営業職員・代理店教育・研修の概略

p.61～62 V－４ 代理店教育・研修および支援制度をご参照ください。

Ⅲ－７ 新規開発商品の状況

平成8年10月に生損保相互参入により各々の旧会社が営業を開始して以来、

- ・ 万一のときのご遺族の方々の生活資金のご準備
- ・ 老後の生活資金のご準備
- ・ お子さまの教育、ご結婚資金のご準備
- ・ 病気・ケガなどに備える資金のご準備

などのおひとりおひとりの将来の生活設計に役立てていただけるよう、お客様の目的に応じた保険商品を準備し提供してまいりました。

最近では以下の商品を新たに開発し、販売を開始いたしました。

「医療保険(08)」の発売(平成20年8月)

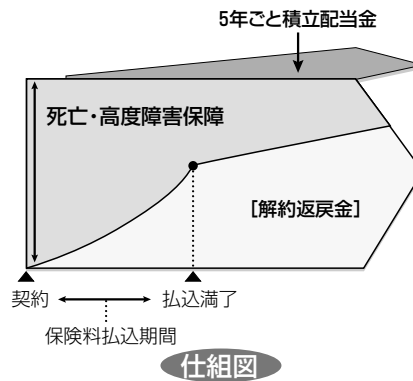
この保険は、医療技術の進歩や医療保険に期待される保障の変化などの状況を踏まえて、最新の医療技術に対応し、また、お客さまのニーズに根ざした保障をわかりやすい形でご提供することをコンセプトとした保険商品です。商品の主な特徴はつぎのとおりです。

- ・ 病気やケガの入院は日帰り入院から保障します。さらにがん(上皮内新生物を含みます)による入院は日数・回数とも「無制限」です。
- ・ 公的医療保険の対象となる手術を受けられた場合、手術給付金をお支払いします。(公的医療保険の対象となる手術であってもお支払いの対象外となるものがあります。)
- ・ 初期の入院費用に備えるため、1回の入院につき入院サポート給付金を一時金でお支払いします。
- ・ 「先進医療特約(M08)」を付加することにより、厚生労働大臣が定めた「先進医療」による療養に備えられます。

Ⅲ－８ 保険商品一覧

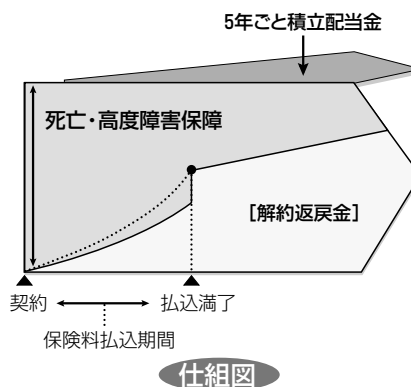
(1) 個人向け商品【主契約】

◆終身保険（５年ごと利差配当付終身保険）



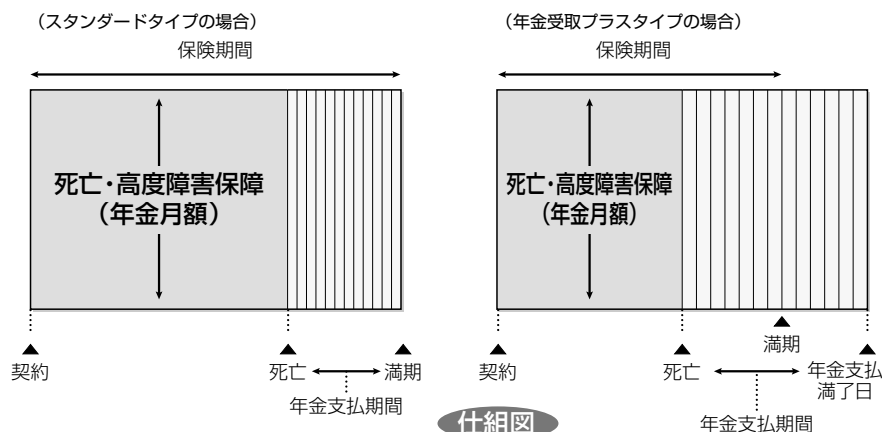
- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。
- 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。

◆なっ得終身（５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）



- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金の70%になっているため、そのぶん保険料は割安です。
- 低解約返戻金期間後の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金と同額になるため、長期にわたってご契約を継続する場合は終身保険より有利となります。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。
- 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。

◆新収入保障保険（無解約返戻金型収入保障保険 無配当）

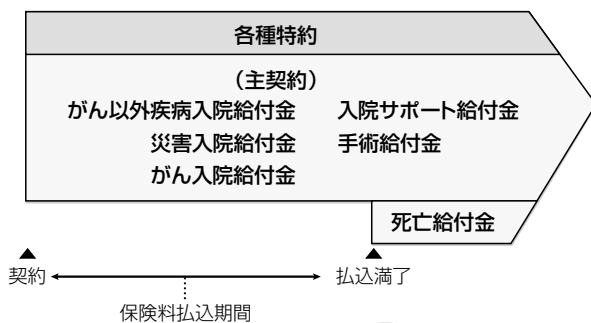


仕組図

- 万一の際、ご家族に生活保障資金をお支払いします。
- 保険金は年金として毎月お支払いしますので、残されたご家族は保険期間満了（スタンダードタイプ）または年金支払期間満了（年金受取プラスタイプ）までの間、確実な収入が保障されます。
- 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。
- 保険料払込免除特約を付加することにより、所定の3大疾病、所定の要介護状態または所定の身体障害状態に該当したときに、以後の保険料払込みが不要となります。
- 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。

◆ホッとメディカル（医療保険（08） 無配当）

●終身タイプ



仕組図

- 病気やケガによる治療を目的として入院されたとき、日帰り入院から保障されます。
- 1入院についての支払限度は、型に応じて60日、120日または1,095日のいずれかから選択いただけます。なお、通算の支払限度はいずれの型も1,095日となります。
- 「がん入院給付金」の支払対象となる入院日数については、1入院についての支払限度および通算の支払限度は適用しません。
- 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。
- 終身タイプと定期タイプの2種類から選択いただけます。

その他の個人向け商品（主契約）一覧

販 売 名 称	特 長	仕 組 図
積立型終身保険 （5年ごと 利差配当付 積立型終身保険）	- 保険料払込期間中は死亡保障は低くなりますが、そのぶん割安な保険料で一生涯保障します。 - 保険料払込期間中の保障内容が違うA型・B型より選べます。 A型…契約時より基本保険金額と同額の災害による死亡保障が得られます。 B型…保険料払込期間中は災害による死亡保障も低くなりますが、A型に比べて保険料が割安です。 - 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。 - 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。	A型 契約 ← 保険料払込期間 → 払込満了 災害死亡・災害高度障害の保障 病気の死亡・高度障害の保障 死亡・高度障害の保障（基本保険金額） 5年ごと積立配当金 B型 契約 ← 保険料払込期間 → 払込満了 死亡・高度障害の保障（基本保険金額） 5年ごと積立配当金
誰でも終身 （健康祝金付 低解約返戻金型 終身保険 （無選択型） 無配当）	- 満50歳～80歳までの方なら、健康状態にかかわらずご契約いただけ、一生涯の保障を確保できます。 - ご契約から5年ごとに基本保険金額の10%の健康祝金を、一生涯にわたってお支払いします。 - 不慮の事故または所定の感染症によって死亡された場合は、基本保険金額の4倍の災害死亡保険金をお支払いします。 - ご契約から2年以内に死亡された場合は、既払込保険料相当額の死亡給付金を、2年経過後に死亡された場合には、経過期間に応じた金額の死亡保険金をお支払いします。	健康祝金 5年ごと 健康祝金 災害死亡の保障 病気の死亡の保障（基本保険金額） 死亡給付金 契約日から2年経過した日の翌日 契約 ← 保険料払込期間 →
定期保険 無配当	- 無配当で満期保険金のない掛け捨ての保険であるため、割安な保険料で大きな保障が得られます。 - 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 - 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。	死亡・高度障害保障 契約 ← 保険期間 → 満期 自動更新

販 売 名 称	特 長	仕 組 図
低解約返戻金型 定期保険 無配当	・無配当で満期保険金のない掛け捨て型の保険で、さらに低解約返戻金期間中の解約返戻金の水準を「定期保険」の70%に抑え、低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は通常の方法で計算した解約返戻金となりますので、割安な保険料で、一定の期間大きな保障が得られます。（長期にわたってご契約を継続される方は、「定期保険」よりも有利になります。） ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。 ・区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。	
無解約返戻金型 定期保険 無配当	・無配当で満期保険金のない掛け捨て型の保険で、さらに保険期間を通じて解約返戻金を無くしましたので、長期にわたってご契約を継続される方にとって「定期保険」より割安な保険料で、一定の期間大きな保障が得られます。 ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。 ・区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。	
養老保険 (5年ごと 利差配当付 養老保険・ 養老保険 無配当)	・保障と資金の準備をかねそなえた保険です。 ・満期のときも死亡（高度障害）のときも同額の保険金をお支払いします。 ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 ・当社の養老保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。	(5年ごと利差配当付の場合)

販 売 名 称	特 長	仕 組 図
5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (確定年金)	- 老後の生活の安定を確保する保険です。 - 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 - 年金の支払期間は、5年、10年、15年から選択することができます。 - 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 - 年金支払期間中の年金は一括受取りもできます。 - 年金支払期間が10年以上である場合など、一定の条件を満たすご契約の場合、個人年金保険料控除を受けることができます。 (個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です)。	(10年確定年金の場合)
5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (終身年金)	- 老後の生活の安定を確保する保険です。 - 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 - 年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお支払いします。 - 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 - 保証期間中の年金は一括受取りもできます。 - 一定の条件を満たすご契約の場合、個人年金保険料控除を受けることができます。 (個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です)。	(10年保証期間付終身年金の場合) (〈定額型〉)
5年ごと 利差配当付 こども保険	- お子さまの教育資金などの準備に適した保険です。 - 被保険者(お子さま)が所定の年齢になられたとき祝金をお支払いします。 - 契約者が死亡、または所定の高度障害状態となった場合、養育年金(基準祝金の50%相当額)を保険期間満了まで毎年お支払いします。この場合、その後の保険料払込は免除されます。 - 被保険者が災害や所定の感染症により死亡した場合は災害死亡保険金、所定の感染症以外の病気で死亡したときは死亡給付金をお支払いします。 - 保険料払込期間終了後(被保険者年齢18歳まで)も、保険期間が満了(22歳)するまでは、養育年金、死亡給付金、災害死亡保険金の保障が継続します。 - 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合、契約者配当金をお支払いします。 - こども医療特約を付加することにより、お子さまのケガや病気での入院や手術に備えることが可能です。	(0歳加入の場合)
がん保険 無配当	- がんによる入院をされたとき、あるいはがんを原因とする所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。 1入院についての支払限度はありません。 「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。 - 各種特約により、保障をさらに充実させることができます。	●終身タイプ

(2) 個人向け商品【特約】

特 約 名	お支払いする場合	お支払いする保険金
平 準 定 期 保 険 特 約	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)
通 減 定 期 保 険 特 約	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金(注1) (特約高度障害保険金(注1))
特定疾病保障定期保険特約	悪性新生物と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき	特約特定疾病保険金
	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)
新 災 害 割 増 特 約	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に死亡または所定の高度障害状態になられたとき 所定の感染症で死亡または所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
新 傷 害 特 約	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金
	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に所定の身体障害状態になられたとき	障害給付金(災害死亡保険金額の10%～100%)
新 災 害 入 院 特 約	不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院をされたとき	入院給付金(注2・3)
新 疾 病 入 院 特 約	疾病により入院されたとき	入院給付金(注2・3)
	疾病または傷害により所定の手術を受けられたとき	手術給付金(注4)
新 災 害 退 院 後 療 養 特 約	新災害入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	災害療養給付金 (基本災害療養給付金額の10倍)
新 疾 病 退 院 後 療 養 特 約	新疾病入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	疾病療養給付金 (基本疾病療養給付金額の10倍)
新 成 人 病 保 障 特 約	所定の成人病により入院されたとき	入院給付金(注2・3)
新 女 性 医 療 特 約	所定の特定疾病により入院されたとき	入院給付金(注2・3)
こ ども 医 療 特 約	不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院されたとき	災害入院給付金(注5・6)
	疾病により継続して5日以上入院されたとき	疾病入院給付金(注5・6)
	疾病または傷害により所定の手術を受けられたとき	手術給付金(注4)

(注1) お支払いする保険金は、毎年通減します。

(注2) 入院給付金は、入院日数が4日未満の場合には、4日分をお支払いします。

(注3) 1入院についての支払限度は、型に応じて120日、360日または1,095日のいずれかとなります。通算限度は1,095日となります。

(注4) 手術の種類により、入院給付金日額の10倍・20倍・40倍のいずれかとなります。

(注5) 入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。(入院開始日以後4日間はお支払いの対象になりません。)

(注6) 1入院についての支払限度は120日、通算限度は730日となります。

特 約 名	内 容
区 分 料 率 適 用 特 約	「喫煙状況」または「血圧・体格(BMI※)」が所定の基準を満たした場合かつ、当社の定める保険契約の引受基準に適合した場合には、割安な保険料率を適用できます。この区分料率適用特約は3区分の料率体系(①非喫煙者優良体料率②非喫煙者標準体料率③喫煙者優良体料率)を持ち、定期保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型収入保障保険、平準定期保険特約、通減定期保険特約に付加することができます。 ※ BMI(ボディ・マス・インデックス) BMIは身長と体重のバランスを判定する指数として広く使われており、つぎの算式で計算されます。 $BMI = \text{体重(キログラム)} \div \{\text{身長(メートル)}\}^2$
保 険 料 払 込 免 除 特 約	以下のいずれかの事由に該当したとき、その後の保険料の払込を免除します。 ・悪性新生物と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の身体障害状態に該当したとき この特約は、無解約返戻金型収入保障保険に付加することができます。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の一部または全部を特定状態保険金(最高3,000万円まで)として被保険者にお支払いします。

【医療保険（08）用の特約】

特 約 名	お支払いする場合	お支払いする保険金
男性生活習慣病特約（M08）	所定の生活習慣病により入院されたとき	がん以外入院給付金
	がんにより入院されたとき	がん入院給付金
女 性 医 療 特 約 （ M 0 8 ）	所定の疾病により入院されたとき	がん以外入院給付金
	がんにより入院されたとき	がん入院給付金
特定疾病診断給付金特約（M08）	悪性新生物と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中となり入院されたとき	特定疾病診断給付金
先 進 医 療 特 約 （ M 0 8 ）	厚生労働大臣の定める先進医療を受けられたとき	先進医療給付金

【がん保険用の特約】

特 約 名	お支払いする場合	お支払いする保険金
終 身 保 険 特 約 （医療保険・がん保険）※	主たる被保険者が死亡されたとき	特約死亡保険金
	主たる被保険者が所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金
がん死亡・高度障害終身保障特約	主たる被保険者ががんにより死亡されたとき	特約がん死亡保険金
	主たる被保険者ががんにより高度障害状態になられたとき	特約がん高度障害保険金
が ん 退 院 後 療 養 特 約	がんにより継続して20日以上入院後、生存して退院されたとき	がん退院療養給付金 （基本がん退院療養給付金額の10倍）
が ん 診 断 給 付 金 特 約	責任開始期以後がんと診断確定され入院を開始したとき	がん診断給付金

※ この特約を、医療保険（08）に付加することはできません。

（3）指定代理請求人特約について

指定代理請求人特約は、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者ご本人に代わって指定代理請求人が保険金等を請求いただける特約です。

（4）企業・団体向け商品

商 品 名	仕 組 と 特 長
総合福祉団体定期保険	・ 企業や団体等が定める弔慰金規程等に基づく、役職員・ご遺族の方への支給財源の確保ができます。 ・ 少ないご負担で保障が得られ、保険料は税法上損金計上が可能です。
団 体 定 期 保 険	・ 企業や団体等が制度を導入し、所属員（役員・従業員等）の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を実現しようとするものです。 ・ 少ないご負担で大きな保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
団 体 信 用 生 命 保 険	・ 各種信用制度を利用する債務者の死亡に対する保障をする掛け捨て保険です。 ・ 債務額の完済まで債務残高に応じて保険金額が逡減します。
医療保障保険（団体型）	・ 公的医療保険制度の補完を目的とした保険です。 ・ 入院費や入院中の治療費を重点的に保障します。

Ⅲ- 9 情報システムに関する状況

当社は、生命保険会社として、信頼性が高く、高品質のシステムを効率良く運営することを目標に掲げ、システムの整備と安定したサービスの提供に取り組んでいます。

■2008年度の主な取組み内容

- (1) お客様への適切な支払請求のご案内や支払漏れ防止に向けたシステムサポートをさらに強化するため、保険金・給付金システムの整備を進め、第一弾として請求受付から請求書作成に至る機能の充実を図りました。
- (2) 保険設計から申込書作成まで、お客様のご意向を確認しながらご提案できる代理店システムの機能充実を進めました。また、2008年7月からご契約者向けサービスの強化と代理店向け契約保全業務支援を目的として、異動請求書作成機能を追加しました。
- (3) お客様の窓口となるサービスセンターをさらに強化するため、ブース数の拡大、セキュリティ強化に向けた環境整備など、機能の充実を図りました。
- (4) 新医療保険「ホッとメディカル」の発売対応を行いました。
- (5) 2008年11月から、業務プロセス改革の一環として、イメージ処理を活用したワークフローシステムの導入など、新事務システムをスタートさせました。
- (6) 2008年7月から、日本興亜グループ契約者専用サイト「安心My.com」に生命保険契約に関するサービスを追加して、ご契約内容照会のもとより、「住所・電話番号変更手続き」、「保険金・給付金請求手続き」、「郵送書類のご案内」など、インターネットを活用したご契約者向けサービスの拡大を進めました。

Ⅲ-10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

p.53 IV-3 社会貢献活動をご参照ください。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経 常 収 益	76,550	82,333	86,258	92,229	98,417
経 常 利 益	896	1,104	1,413	1,275	112
基 礎 利 益	84	1,479	1,885	464	△1,302
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	189	63	31	0	△619
資 本 金 の 額 (発行済株式の総数)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)	20,000 (500千株)
総 資 産	228,698	291,286	313,004	355,015	429,022
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	193,774	236,578	277,556	320,332	364,665
貸 付 金 残 高	5,733	7,203	8,680	10,676	12,519
有 価 証 券 残 高	182,894	236,492	251,883	287,895	321,164
ソルベンシー・マージン比率	2,970.8%	2,800.4%	2,783.0%	2,914.3%	2,947.5%
従 業 員 数	249名	278名	367名	418名	472名
保 有 契 約 高	3,781,051	4,131,057	4,615,453	4,861,617	5,019,460
うち個人保険	2,698,102	3,042,971	3,425,590	3,634,793	3,809,387
うち個人年金保険	216,749	223,507	222,513	212,407	204,720
うち団体保険	866,200	864,577	967,350	1,014,416	1,005,352
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V. 財産の状況

V-1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 年 度	平成19年度 (平成20年3月31日現在)		平成20年度 (平成21年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
現 金 及 び 預 貯 金	9,948	2.8	12,103	2.8
現 金	0		0	
預 貯 金	9,947		12,102	
コ ー ル ロ ー ン	—	—	1,043	0.3
債券貸借取引支払保証金	—	—	32,127	7.5
金 銭 の 信 託	37,087	10.5	36,296	8.5
有 価 証 券	287,895	81.1	321,164	74.8
国 債	186,759		210,615	
地 方 債	26,008		46,363	
社 債	67,608		58,405	
株 式	6,542		4,841	
外 国 証 券	977		938	
貸 付 金	10,676	3.0	12,519	2.9
保 険 約 款 貸 付	10,676		12,519	
有 形 固 定 資 産	134	0.0	156	0.0
建 物	13		11	
その他の有形固定資産	121		145	
無 形 固 定 資 産	1	0.0	1	0.0
その他の無形固定資産	1		1	
代 理 店 貸	17	0.0	22	0.0
再 保 険 貸	123	0.0	224	0.1
そ の 他 資 産	7,966	2.3	8,481	2.0
未 収 金	6,253		6,478	
前 払 費 用	13		34	
未 収 収 益	1,496		1,498	
預 託 金	66		246	
仮 払 金	135		222	
繰 延 税 金 資 産	1,167	0.3	4,883	1.1
貸 倒 引 当 金	△ 3	△ 0.0	△ 2	△ 0.0
資 産 の 部 合 計	355,015	100.0	429,022	100.0

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成19年度 (平成20年3月31日現在)		平成20年度 (平成21年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
保 険 契 約 準 備 金	324,722	91.5	368,613	85.9
支 払 備 金	2,883		2,532	
責 任 準 備 金	320,332		364,665	
契 約 者 配 当 準 備 金	1,506		1,415	
代 理 店 借	707	0.2	713	0.2
再 保 険 借	99	0.0	112	0.0
そ の 他 負 債	1,938	0.6	35,667	8.3
債券貸借取引受入担保金	—		33,171	
未 払 法 人 税 等	552		1,033	
未 払 金	0		1	
未 払 費 用	1,046		1,161	
預 り 金	17		18	
仮 受 金	321		281	
役 員 賞 与 引 当 金	5	0.0	9	0.0
退 職 給 付 引 当 金	163	0.0	223	0.1
特 別 法 上 の 準 備 金	387	0.1	461	0.1
価 格 変 動 準 備 金	387		461	
負債の部合計	328,024	92.4	405,800	94.6
(純資産の部)				
資 本 金	20,000	5.6	20,000	4.7
利 益 剰 余 金	1,631	0.5	1,012	0.2
利 益 準 備 金	4		4	
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,627		1,008	
繰 越 利 益 剰 余 金	1,627		1,008	
株 主 資 本 合 計	21,631	6.1	21,012	4.9
その他有価証券評価差額金	5,359	1.5	2,208	0.5
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,359	1.5	2,208	0.5
純資産の部合計	26,990	7.6	23,221	5.4
負債及び純資産の部合計	355,015	100.0	429,022	100.0

貸借対照表の注記事項

平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)
1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 (2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は1,523百万円、時価は1,530百万円であります。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下の通りであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払終身保険の責任準備金」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデューレーションと責任準備金対応債券のデューレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。 (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、3月末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。 (4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り計上しております。 すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 8. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式または平準純保険料式により計算しております。なお、5年チルメル式により計算された金額を上回る積立として、18,810百万円を計上しております。 10. 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。 (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 (2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は4,534百万円、時価は4,689百万円であります。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下の通りであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払終身保険の責任準備金」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデューレーションと責任準備金対応債券のデューレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。 (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、3月末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。 (4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。 2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り計上しております。 すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 7. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 8. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式または平準純保険料式により計算しております。なお、5年チルメル式により計算された金額を上回る積立として、23,672百万円を計上しており、これにより、保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率は当年度末100.0%となっております。

平成19年度 (平成20年3月31日現在)	平成20年度 (平成21年3月31日現在)																										
11. 有形固定資産の減価償却累計額は273百万円であります。 12. 関係会社に対する金銭債権の総額は1百万円、金銭債務の総額は93百万円であります。 13. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として営業用車両等があります。 14. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>1,408百万円</td></tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td><td>1,051百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>1,148百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>1,506百万円</td></tr> </table> 15. 担保に供している資産の額は有価証券215百万円であります。 16. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は83百万円であります。 17. 1株当たりの純資産額は、53,981円88銭であります。 算定上の基礎である「普通株式に係る当年度末の純資産額」は26,990百万円、当年度末の普通株式の発行済株式数は500千株であります。 18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は861百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 19. 繰延税金資産の総額は4,222百万円、繰延税金負債の総額は3,040百万円であります。 なお、評価性引当額として14百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。 繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳は、無形固定資産1,854百万円、保険契約準備金1,817百万円であります。 繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。 当年度における法定実効税率は36.2%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は98.7%であります。 その差異の主な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目37.6%、住民税均等割等24.8%であります。 20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	前年度末現在高	1,408百万円	当年度契約者配当金支払額	1,051百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,148百万円	当年度末現在高	1,506百万円	10. 「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準第13号)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)に伴い、当期より同会計基準および同指針を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。 11. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は35,021百万円であります。 12. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当年度末に当該処分をせずに所有しているものの時価は31,987百万円であります。 13. 有形固定資産の減価償却累計額は358百万円であります。 14. 関係会社に対する金銭債権の総額は3百万円、金銭債務の総額は99百万円であります。 15. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として営業用車両があります。 16. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>前年度末現在高</td><td>1,506百万円</td></tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td><td>1,020百万円</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>928百万円</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>1,415百万円</td></tr> </table> 17. 担保に供している資産の額は有価証券128百万円であります。 18. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)の金額は8百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は92百万円であります。 19. 1株当たりの純資産額は、46,442円54銭であります。 算定上の基礎である「普通株式に係る当年度末の純資産額」は23,221百万円、当年度末の普通株式の発行済株式数は500千株であります。 20. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は872百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 21. 繰延税金資産の総額は6,150百万円、繰延税金負債の総額は1,253百万円であります。 なお、評価性引当額として14百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。 繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳は、保険契約準備金3,434百万円、無形固定資産2,096百万円であります。 繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。 当年度における法定実効税率は36.20%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は30.48%であります。 その差異の主な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目2.94%、住民税均等割等2.77%であります。 22. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次の通りであります。 <table> <tr> <td>1年内</td><td>141百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>282百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>423百万円</td></tr> </table> 23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	前年度末現在高	1,506百万円	当年度契約者配当金支払額	1,020百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	928百万円	当年度末現在高	1,415百万円	1年内	141百万円	1年超	282百万円	合計	423百万円
前年度末現在高	1,408百万円																										
当年度契約者配当金支払額	1,051百万円																										
利息による増加等	0百万円																										
契約者配当準備金繰入額	1,148百万円																										
当年度末現在高	1,506百万円																										
前年度末現在高	1,506百万円																										
当年度契約者配当金支払額	1,020百万円																										
利息による増加等	0百万円																										
契約者配当準備金繰入額	928百万円																										
当年度末現在高	1,415百万円																										
1年内	141百万円																										
1年超	282百万円																										
合計	423百万円																										

V-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	
		金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経 常 収 益		92,229	% 100.0	98,417	% 100.0
保 険 料 等 収 入		83,424		86,948	
保 険 料		83,141		86,496	
再 保 険 収 入		283		451	
資 産 運 用 収 益		7,907		9,448	
利息及び配当金等収入		6,101		7,051	
預 貯 金 利 息		—		0	
有価証券利息・配当金		5,677		6,551	
貸 付 金 利 息		291		350	
その他利息配当金		132		149	
金 銭 の 信 託 運 用 益		651		665	
有 価 証 券 売 却 益		1,154		1,731	
そ の 他 経 常 収 益		897		2,020	
年金特約取扱受入金		244		575	
保険金据置受入金		652		1,092	
支 払 備 金 戻 入 額		—		351	
その他の経常収益		0		0	
経 常 費 用		90,953	98.6	98,305	99.9
保 険 金 等 支 払 金		31,175		35,190	
保 険		9,080		8,424	
年 金		269		369	
給 付 金		2,868		3,491	
解 約 返 戻 金		18,231		22,128	
そ の 他 返 戻 金		250		228	
再 保 険 料		475		547	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		43,197		44,334	
支 払 備 金 繰 入 額		421		—	
責 任 準 備 金 繰 入 額		42,775		44,333	
契約者配当金積立利息繰入額		0		0	
資 産 運 用 費 用		134		137	
支 払 利 息		122		126	
有 価 証 券 売 却 損		5		3	
貸倒引当金繰入額		3		0	
そ の 他 運 用 費 用		2		6	
事 業 費 用		15,566		17,371	
そ の 他 経 常 費 用		880		1,271	
保険金据置支払金		451		799	
税 金		302		321	
減 価 償 却 費		82		89	
退職給付引当金繰入額		43		60	
その他の経常費用		1		0	
経 常 利 益		1,275	1.4	112	0.1
特 別 利 益		—	—	—	—
特 別 損 失		69	0.1	74	0.1
固 定 資 産 等 処 分 損		2		0	
価格変動準備金繰入額		66		74	
契約者配当準備金繰入額		1,148	1.2	928	0.9
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		57	0.1	△ 890	△ 0.9
法 人 税 及 び 住 民 税		1,063	1.2	1,657	1.7
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,007	△ 1.1	△ 1,928	△ 2.0
法 人 税 等 合 計		56	0.1	△ 271	△ 0.3
当期純利益又は当期純損失(△)		0	0.0	△ 619	△ 0.6

損益計算書の注記事項

平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 関係会社との取引による収益の総額は12百万円、費用の総額は968百万円であります。 2. 有価証券売却益は社債9百万円および株式1,144百万円であります。 3. 有価証券売却損は社債5百万円であります。 4. 支払備金繰入額の計算上、保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）として足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は88百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は5百万円であります。 5. 1株当たりの当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は1円49銭であります。 算定上の基礎である当期純利益および普通株式に係る当期純利益は0百万円、普通株式の期中平均株式数は500千株であります。 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	1. 関係会社との取引による収益の総額は15百万円、費用の総額は952百万円であります。 2. 有価証券売却益の内訳は、国債470百万円、地方債10百万円、社債1,250百万円であります。 3. 有価証券売却損は社債3百万円であります。 4. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は8百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は8百万円であります。 5. 1株当たりの当期純損失および潜在株式調整後1株当たり当期純損失は1,238円7銭であります。 算定上の基礎である当期純損失および普通株式に係る当期純損失は619百万円、普通株式の期中平均株式数は500千株であります。 6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	57	△ 890
減価償却費	82	89
支払備金の増減額(△は減少)	421	△ 351
責任準備金の増減額(△は減少)	42,775	44,333
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	1,148	928
貸倒引当金の増減額(△は減少)	3	△ 0
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 7	3
退職給付引当金の増減額(△は減少)	43	60
その他引当金の増減額(△は減少)	31	36
価格変動準備金の増減額(△は減少)	66	74
利息及び配当金等収入	△ 6,101	△ 7,051
有価証券関係損益(△は益)	△ 1,799	△ 2,393
支払利息	122	126
有形固定資産関係損益(△は益)	2	0
代理店貸の増減額(△は増加)	△ 0	△ 4
再保険貸の増減額(△は増加)	△ 76	△ 101
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 280	△ 513
代理店借の増減額(△は減少)	43	6
再保険借の増減額(△は減少)	1	12
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	△ 244	40
小 計	36,289	34,405
利息及び配当金等の受取額	6,684	7,847
利息の支払額	△ 122	△ 126
契約者配当金の支払額	△ 1,051	△ 1,020
法人税等の支払額	△ 1,359	△ 1,176
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,440	39,929
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△ 3,000	—
有価証券の取得による支出	△ 39,679	△ 79,575
有価証券の売却・償還による収入	2,986	43,755
貸付けによる支出	△ 7,387	△ 9,250
貸付金の回収による収入	5,391	7,407
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	—	1,043
資産運用活動計	△ 41,688	△ 36,619
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 1,247)	(3,309)
有形固定資産の取得による支出	△ 45	△ 111
有形固定資産の売却による収入	1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,733	△ 36,730
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 1,292	3,198
現金及び現金同等物期首残高	11,240	9,948
現金及び現金同等物期末残高	9,948	13,146

キャッシュ・フロー計算書の注記事項

平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)										
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>9,948百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>9,948百万円</td></tr> </table>	現金及び預貯金	9,948百万円	現金及び現金同等物	9,948百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>12,103百万円</td></tr> <tr> <td>コールローン</td><td>1,043百万円</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>13,146百万円</td></tr> </table>	現金及び預貯金	12,103百万円	コールローン	1,043百万円	現金及び現金同等物	13,146百万円
現金及び預貯金	9,948百万円										
現金及び現金同等物	9,948百万円										
現金及び預貯金	12,103百万円										
コールローン	1,043百万円										
現金及び現金同等物	13,146百万円										
2. 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。	2. 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。										
3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。										

V-4 株主資本等変動計算書

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	20,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	20,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	4
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	4
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,627
当期変動額	
当期純利益	△ 619
当期変動額合計	△ 619
当期末残高	1,008
利益剰余金合計	
前期末残高	1,631
当期変動額	
当期純利益	△ 619
当期変動額合計	△ 619
当期末残高	1,012
株主資本合計	
前期末残高	21,631
当期変動額	
当期純利益	△ 619
当期変動額合計	△ 619
当期末残高	21,012
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	5,359
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,150
当期変動額合計	△ 3,150
当期末残高	2,208
評価・換算差額等合計	
前期末残高	5,359
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,150
当期変動額合計	△ 3,150
当期末残高	2,208
純資産合計	
前期末残高	26,990
当期変動額	
当期純利益	△ 619
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,150
当期変動額合計	△ 3,769
当期末残高	23,221

株主資本等変動計算書の注記事項

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31まで）

1. 発行済株式の種類および総数は次のとおりであります。

（単位：千株）

株式の種類	前年度末 株式数	増加数	減少数	当年度末 株式数
普通株式	500	—	—	500
合 計	500	—	—	500

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V-5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末	平成20年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計 (対 合 計 比)	—	—
正 常 債 権	10,812	47,702
合 計	10,812	47,702

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

V-6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

V-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

V-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	58,581	58,947
資 本 金 等	21,631	21,012
価 格 変 動 準 備 金	387	461
危 険 準 備 金	4,190	4,504
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	7,559	3,115
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	23,263	28,705
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
控 除 項 目	—	—
そ の 他	1,548	1,147
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	4,020	3,999
保 険 リ ス ク 相 当 額 R_1	2,673	2,769
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	639	794
予 定 リ 率 リ ス ク 相 当 額 R_2	203	209
資 産 運 用 リ ス ク 相 当 額 R_3	1,877	1,366
経 営 管 理 リ ス ク 相 当 額 R_4	107	102
最 低 保 証 リ ス ク 相 当 額 R_7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,914.3%	2,947.5%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成19年度末	平成20年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	351,164	436,104
負債の部に計上されるべき金額の合計額 を基礎として計算した金額 (2)	297,033	370,765
実質資産負債差額A (1)－(2)＝(3)	54,131	65,339
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	△ 3,850	7,082
実質資産負債差額B (3)－(4)	57,981	58,256

- （注）1. 「実質資産負債差額A」は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記「区分等を定める命令」第3条第3項に該当する場合の早期是正措置適用の際に使用される実質資産負債差額として参考表示しています。（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6）

V-9 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分		平成19年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
	満期保有目的の債券	177,924	174,067	△ 3,857	1,955	5,812
	責任準備金対応債券	1,523	1,530	6	6	—
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	137,135	145,535	8,399	8,628	229
	公 社 債	96,249	100,927	4,677	4,689	11
	株 式	2,885	6,542	3,656	3,656	—
	外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
	公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	そ の 他	37,000	37,087	87	283	195
	合 計	316,583	321,132	4,549	10,591	6,041
	公 社 債	275,697	276,525	827	6,651	5,823
	株 式	2,885	6,542	3,656	3,656	—
	外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
	公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
	株 式 等	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—
	そ の 他	37,000	37,087	87	283	195

（注）1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、37,000百万円、87百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分		平成20年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
	満期保有目的の債券	239,709	246,637	6,927	10,358	3,430
	責任準備金対応債券	4,534	4,689	154	154	—
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	109,756	113,217	3,461	4,280	818
	公 社 債	68,870	71,140	2,269	2,306	36
	株 式	2,885	4,841	1,956	1,959	2
	外 国 証 券	1,000	938	△ 61	—	61
	公 社 債	1,000	938	△ 61	—	61
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	そ の 他	37,000	36,296	△ 703	14	718
	合 計	353,999	364,544	10,544	14,793	4,248
	公 社 債	313,114	322,466	9,352	12,819	3,466
	株 式	2,885	4,841	1,956	1,959	2
	外 国 証 券	1,000	938	△ 61	—	61
	公 社 債	1,000	938	△ 61	—	61
	株 式 等	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—
	そ の 他	37,000	36,296	△ 703	14	718

(注) 1. 本表には、CD(譲渡性預金)等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、37,000百万円、△703百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末					平成20年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差	損 益		貸借対照 表計上額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
金銭の信託	37,087	37,087	—	—	—	36,296	36,296	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時 価	差	損 益		帳簿価額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損				うち差益	うち差損
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	37,000	37,087	87	283	195	37,000	36,296	△703	14	718

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

V-10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成19年度	平成20年度
基礎利益 A	464	△ 1,302
キャピタル収益	1,154	1,731
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,154	1,731
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	5	3
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	5	3
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	1,148	1,728
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	1,613	426
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	338	313
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	334	313
個別貸倒引当金繰入額	3	0
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 338	△ 313
経常利益 A+B+C	1,275	112

（注）金銭の信託運用益については、すべてインカム収益に該当する金額であるため、基礎利益に含めて記載しています。

V-11 利源別損益

〈参考〉

（単位：百万円）

	平成19年度	平成20年度
費差損益	△ 2,682	△ 3,908
危険差損益	7,784	9,738
利差損益	1,097	1,446
三利源合計	6,200	7,276

- （注）1. 費差損益は、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差から生じる損益です。
2. 危険差損益は、予定死亡率等に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差から生じる損益です。
3. 利差損益は、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益との差から生じる損益です。
4. 三利源合計と基礎利益との相違は主として、標準責任準備金に向けての積増し額 4,861百万円（前年度は3,098百万円）です。

V-12 会計監査人の監査の状況

計算書類等（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書）については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受け、適法意見を得ております。

V-13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表につきましては、当時の取締役社長である篠崎義明が適正に作成されたこと、および財務諸表の作成に係る内部監査が有効であることを平成20年5月29日付で以下のとおり確認しています。

財務諸表等の作成にあたり、業務分担及び責任部門が明確化されており、各責任部門において適切な業務体制が構築されております。

業務の実施部門から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行の適切性・有効性を検証しており、監査結果については経営者に対し適切に報告されております。

重要な経営情報については、取締役会及び経営会議において適切に付議・報告されております。以上を前提に、財務諸表等の作成過程において、以下の方法でその適正性を確認しております。

- 1.財務諸表等の原稿を作成した各部長は、その作成過程を点検した上で適正であることを確認するとともに、適正であると判断した根拠を示した適正性に関する内部確認書を提出しております。
- 2.財務諸表等の記載内容の適正性については、内部監査部門の監査を受け、重要な指摘事項がない旨の監査報告書の提出を受けております。
- 3.第1項及至第2項に係る書類を監査役会に提出し、監査役会から不実の記載がないものと認められる旨の意見書提出を受けております。
- 4.監査対象となる会計に関する部分については、会計監査人の監査を受け、記載内容に関し重要な指摘事項がないことを確認しております。
- 5.第1項及至第3項に係る書類を経営会議に提出した上で協議し、前項の監査を踏まえ、取締役会において財務諸表等が適正に作成されたこと及び財務諸表等の作成に係る内部監査が有効であることの確認決議をしております。

※本確認書は、2005年（平成17年）10月7日付金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」に基づくものであります。

V-14. 継続企業の前提に関する注記

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

VI-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

損益の状況につきましては、経常収益は保険料等収入869億円（対前年度比35億円増）、資産運用収益94億円（同15億円増）、その他経常収益20億円（同11億円増）となった結果、984億円（同61億円増）となりました。

一方、経常費用は保険金等支払金351億円（同40億円増）、責任準備金等繰入額443億円（同11億円増）、資産運用費用1.3億円（同3百万円増）、事業費173億円（同18億円増）、その他経常費用12億円（同3億円増）となりました。

この結果、経常利益は112百万円（同1,163百万円減）となり、特別損失74百万円（同4百万円増）、契約者配当準備金繰入額928百万円（同219百万円減）を加減算した結果、税引前当期純損失890百万円となりました。

さらに法人税及び住民税1,657百万円（同593百万円増）、法人税等調整額△1,928百万円を加減算した結果、当期純損失は619百万円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

（単位：千件、百万円）

区 分	平成19年度末				平成20年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個 人 保 険	454	107.9%	3,634,793	106.1%	500	110.1%	3,809,387	104.8%
個 人 年 金 保 険	58	96.3	212,407	95.5	56	95.8	204,720	96.4
団 体 保 険	—	—	1,014,416	104.9	—	—	1,005,352	99.1

（注）個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

（単位：千件、百万円）

区 分	平成19年度				平成20年度			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個 人 保 険	67	606,733	606,733	—	84	595,018	595,018	—
個 人 年 金 保 険	1	7,951	7,951	—	1	6,751	6,751	—
団 体 保 険	—	43,882	43,882	—	—	28,307	28,307	—

（注）個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

（単位：百万円）

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	52,124	106.9%	54,870	105.3%
個 人 年 金 保 険	12,893	95.7	12,401	96.2
合 計	65,018	104.5	67,271	103.5
うち医療保障・生前給付保障等	10,719	109.8	12,199	113.8

新契約

（単位：百万円）

区 分	平成19年度		平成20年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	8,282	105.5%	8,425	101.7%
個 人 年 金 保 険	477	44.3	390	81.8
合 計	8,760	98.1	8,816	100.6
うち医療保障・生前給付保障等	1,772	129.6	2,452	138.4

（注）1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）です。
2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病診断給付等）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 契 約 高	
			平成19年度末	平成20年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	3,615,570	3,789,465
		個人年金保険	—	—
		団 体 保 険	1,014,381	1,005,316
		そ の 他 共 計	4,629,952	4,794,781
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(428,515)	(429,563)
		個人年金保険	(224)	(196)
		団 体 保 険	(23,876)	(22,747)
		そ の 他 共 計	(452,616)	(452,507)
	その他の条件付死亡	個 人 保 険	(2,447)	(4,020)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(2,447)	(4,020)
生 存 保 障	満期・生存給付	個 人 保 険	19,222	19,922
		個人年金保険	210,861	202,365
		団 体 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	230,083	222,287
	年 金	個 人 保 険	(—)	(—)
		個人年金保険	(33,054)	(31,609)
		団 体 保 険	(3)	(4)
		そ の 他 共 計	(33,058)	(31,613)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
		個人年金保険	1,546	2,355
		団 体 保 険	35	36
		そ の 他 共 計	1,581	2,391
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(973)	(1,077)
		個人年金保険	(2)	(1)
		団 体 保 険	(46)	(45)
		そ の 他 共 計	(1,028)	(1,133)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(1,012)	(1,116)
		個人年金保険	(2)	(2)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,022)	(1,126)
	その他の条件付入院	個 人 保 険	(2,001)	(2,647)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(2,003)	(2,649)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成19年度末	平成20年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	(35,987)	(36,938)
	個人年金保険	(36)	(31)
	団 体 保 険	(32,219)	(31,154)
	そ の 他 共 計	(68,242)	(68,123)
手 術 保 障	個 人 保 険	(241,023)	(272,582)
	個人年金保険	(485)	(460)
	団 体 保 険	(—)	(—)
	そ の 他 共 計	(241,508)	(273,042)

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 契 約 高	
		平成19年度末	平成20年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	729,826	756,565
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	2,394,582	2,586,306
	そ の 他 共 計	3,577,047	3,753,655
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	34,911	32,447
	こ ど も 保 険	19,222	19,922
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	993	957
	そ の 他 共 計	57,745	55,731
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	212,407	204,720
災害・疾病関係特約	災 害 割 増 特 約	215,462	216,909
	傷 害 特 約	160,756	162,062
	災 害 入 院 特 約	629	635
	疾 病 入 院 特 約	668	674
	成人病保障特約	147	172
	その他の条件付入院特約	132	158

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

3. 成人病保障特約には成人病入院特約、男性生活習慣病特約(M08)を含みます。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	421,298	3,425,590	454,472	3,634,793
新 契 約	67,992	606,733	84,077	595,018
更 新	1,838	14,378	2,381	12,534
復 活	3,866	41,778	3,916	35,358
保 険 金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	13	2,393	—	6,258
死 亡	1,024	5,544	1,110	5,393
満 期	2,945	19,495	3,732	18,065
保 険 金 額 の 減 少	—	10,656	—	13,978
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	26,628	262,657	29,689	287,991
失 効	9,724	103,376	9,989	91,688
その他の異動による減少	214	54,349	150	57,457
年 末 現 在	454,472	3,634,793	500,176	3,809,387
(増 加 率)	(7.9%)	(6.1%)	(10.1%)	(4.8%)
純 増 加	33,174	209,202	45,704	174,594
(増 加 率)	(18.3%)	(△ 45.3%)	(37.8%)	(△ 16.5%)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	60,706	222,513	58,481	212,407
新 契 約	1,900	7,951	1,408	6,751
復 活	6	53	6	24
金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	141	1,517	203	1,827
死 亡	99	316	139	487
支 払 満 了	41	936	71	672
金 額 の 減 少	—	496	—	642
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	3,950	16,344	3,690	13,392
失 効	81	949	47	181
その他の異動による減少	101	585	141	914
年 末 現 在	58,481	212,407	56,010	204,720
(増 加 率)	(△ 3.7%)	(△ 4.5%)	(△ 4.2%)	(△ 3.6%)
純 増 加	△ 2,225	△ 10,105	△ 2,471	△ 7,687
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	7,213,793	967,350	7,000,878	1,014,416
新 契 約	23,744	43,882	47,459	28,307
更 新	7,188,016	1,005,173	6,969,277	1,009,926
復 活	248	3,034	68	358
中 途 加 入	322,691	97,350	321,434	104,883
保 険 金 額 の 増 加	—	2,591	—	3,146
その他の異動による増加	246	146	140	81
死 亡	18,553	1,709	18,085	1,540
満 期	7,193,994	975,470	6,992,130	1,011,773
脱 退	530,221	85,299	540,277	92,981
保 険 金 額 の 減 少	—	32,888	—	34,590
解 約	3,922	5,835	3,259	13,398
失 効	265	3,190	137	616
その他の異動による減少	905	718	1,031	866
年 末 現 在	7,000,878	1,014,416	6,784,337	1,005,352
(増 加 率)	(△ 3.0%)	(4.9%)	(△ 3.1%)	(△ 0.9%)
純 増 加	△ 212,915	47,066	△ 216,541	△ 9,064
(増 加 率)	(—)	(△ 54.2%)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 5年ごと利差配当付 個人保険および個人年金保険

配当基準利回りは次のとおりです。

		平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	下 記 以 外	1.75%	1.70%
	一時払終身保険(注)	1.55%	1.50%
個 人 年 金 保 険		1.65%	1.65%

(注) 平成17年12月1日以降の契約

責任準備金等の運用益が予定した運用益を上回る運用成果となった場合に、契約者配当準備金を積み立て、下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。平成20年度は、上記の配当基準利回り、および、予定利率に基づき契約者配当準備金を算出しました。

なお、この契約者配当準備金は契約者配当金として確定したものではなく、今後の運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険

団体の規模、保険金支払実績等に応じて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

VI-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	6.1%	4.8%
個 人 年 金 保 険	△ 4.7	△ 4.0
団 体 保 険	4.9	△ 0.9

(注) 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度
新契約平均保険金	8,923	7,077
保有契約平均保険金	7,997	7,616

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	17.7%	16.4%
個 人 年 金 保 険	3.6	3.2
団 体 保 険	4.5	2.8

(注) 個人年金保険の分母（年度始の契約高）は年金支払開始前契約です。

(4) 解約失効率（対年度始）

区 分	平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	9.8%	9.9%
個 人 年 金 保 険	8.0	6.7
団 体 保 険	3.8	4.4

(注) 1. 解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により解約・失効高を修正して算出した率を表します。

2. 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

平成19年度	平成20年度
10,743	9,061

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件数率		金額率	
平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
2.34‰	2.33‰	1.57‰	1.45‰

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成19年度	平成20年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.17‰	0.10‰
	金 額	0.12‰	0.09‰
障 害 保 障 契 約	件 数	0.37	0.36
	金 額	0.05	0.07
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	4.90	4.46
	金 額	142.51	119.34
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	35.44	35.63
	金 額	638.51	664.60
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	9.45	9.09
	金 額	231.13	198.16
疾 病・傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	28.76	29.24
	金 額		
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	9.30	10.12
	金 額		

(8) 事業費率（対収入保険料）

平成19年度	平成20年度
18.7%	20.1%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成19年度	平成20年度
5社	4社

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

平成19年度	平成20年度
100%	100%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成19年度	平成20年度
AAA	21.6%	28.1%
AA+	—	—
AA	7.1%	—
AA-	31.4%	32.5%
A+	39.9%	39.4%
A	—	—
A-	—	—
計	100.0%	100.0%

(注) 格付はS&P社によるものに基づいております。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成19年度	平成20年度
—	8

上記は支払備金のみ。再保険金の未精算は平成19年度17百万円、平成20年度90百万円。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	平成19年度	平成20年度
第三分野発生率	32.2%	32.8%
医療(疾病)	29.0%	29.9%
がん	53.9%	49.7%
介護	—	—
その他	26.8%	26.7%

(注) 上表の割合は「①発生保険金額÷②経過保険料」で算出しています。

①発生保険金額は、「保険金、給付金等の支払額＋支払備金の繰入額(既発生未報告分に係る支払備金を除く)＋保険金、給付金等の支払いに係る事業費等」の算出により集計したものです。

②経過保険料は、貯蓄保険料を除いて該当する事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額を集計したものです。

VI-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成19年度末	平成20年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	1,218	1,031
	災 害 保 険 金	11	4
	高 度 障 害 保 険 金	62	48
	満 期 保 険 金	106	27
	そ の 他	—	—
	小 計	1,399	1,111
年 金		0	1
給 付 金		381	442
解 約 返 戻 金		751	863
保 険 金 据 置 支 払 金		0	3
そ の 他 共 計		2,883	2,532

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成19年度末	平成20年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個 人 保 険	263,372	298,398
	個人年金保険	52,672	61,653
	団 体 保 険	93	107
	そ の 他	1	2
	小 計	316,141	360,161
危 険 準 備 金		4,190	4,504
合 計		320,332	364,665

(注) 上表の数値はすべて一般勘定のものです。

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	平成20年度末 合計
残 高	346,583	13,578	4,504	364,665

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成19年度末	平成20年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式	5年チルメル式 ただし、一部の契約は平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		99.6%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	122,188 百万円	1.65%～3.10%
2001年度～2005年度	179,618	1.00%～1.75%
2006年度	24,285	1.25%～1.75%
2007年度	20,265	1.35%～1.50%
2008年度	13,693	1.50%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険	合 計
平成19年度	前年度末現在	68	11	1,320	8	1,408
	利息による増加	0	0	—	—	0
	配当金支払による減少	3	0	1,039	7	1,051
	当年度繰入額	38	0	1,099	10	1,148
	当年度末現在	104	10	1,380	10	1,506
		(42)	(7)	(—)	(—)	(49)
平成20年度	前年度末現在	104	10	1,380	10	1,506
	利息による増加	0	0	—	—	0
	配当金支払による減少	5	0	1,004	10	1,020
	当年度繰入額	30	0	886	11	928
	当年度末現在	129	10	1,263	12	1,415
		(51)	(9)	(—)	(—)	(60)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	貸借対照表の注記に記載したとおりです。
	個別貸倒引当金	3	2	△0	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
	計	3	2	△0	
役員賞与引当金		5	9	3	
価格変動準備金		387	461	74	

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		20,000	—	—	20,000	
うち 既発行株式	普通株式	(500,000株)	(— 株)	(— 株)	(500,000株)	
		20,000	—	—	20,000	
	計	20,000	—	—	20,000	
資本剰余金	資本準備金	—	—	—	—	
	その他資本剰余金	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
個 人 保 険	66,441	70,517
(うち一時払)	(3,105)	(3,367)
(うち年払)	(14,647)	(15,314)
(うち半年払)	(256)	(268)
(うち月払)	(48,431)	(51,566)
個 人 年 金 保 険	12,967	12,402
(うち一時払)	(—)	(—)
(うち年払)	(910)	(899)
(うち半年払)	(35)	(34)
(うち月払)	(12,021)	(11,468)
団 体 保 険	3,703	3,547
そ の 他 共 計	83,141	86,496

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度合計	平成20年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡保険金	6,534	6,405	4,636	8	1,760	0
災害保険金	85	83	81	—	1	—
高度障害保険金	717	308	192	—	115	—
満期保険金	1,655	1,556	1,556	—	—	—
そ の 他	88	71	69	—	1	—
合 計	9,080	8,424	6,535	8	1,880	0

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

平成19年度合計	平成20年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
269	369	127	237	3	—

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度合計	平成20年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡給付金	102	186	—	186	—	—
入院給付金	1,014	1,118	1,111	2	2	1
手術給付金	646	721	720	0	—	—
障害給付金	8	11	11	—	—	—
生存給付金	821	1,126	1,126	—	—	—
そ の 他	275	327	327	0	—	0
合 計	2,868	3,491	3,297	189	2	1

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

平成19年度合計	平成20年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
18,231	22,128	18,832	3,295	—	—

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	514	89	358	156	69.6%
建 物	17	1	6	11	36.7
その他の有形固定資産	497	87	351	145	70.8
無 形 固 定 資 産	1	—	—	1	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	516	89	358	158	69.3

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
営 業 活 動 費	5,605	5,943
営 業 管 理 費	94	104
一 般 管 理 費	9,865	11,323
合 計	15,566	17,371

(注) 一般管理費に含まれる、保険業法第265条の33の規定に基づく当社の負担金は以下のとおりです。

- ・生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する負担金
平成19年度22百万円
- ・保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金
平成19年度86百万円、平成20年度87百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
国 税	25	32
消 費 税	2	4
印 紙 税	23	28
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	276	288
地 方 消 費 税	0	1
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	264	275
固 定 資 産 税	1	2
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	8	9
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合 計	302	321

(18) リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース契約1件あたりの金額が300万円未満のため、記載を省略しています。

Ⅵ-4 資産運用に関する指標等（一般勘定）

（1）資産運用の概況

① 平成20年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成20年度のわが国経済は、上期において景気の牽引役であった輸出が頭打ちとなり、雇用者所得の伸び悩みやエネルギー・食品価格の上昇により個人消費が弱含み、景気が停滞しました。9月の米国金融機関の破綻以降、金融市場の緊張感が高まり、世界的に需要が急減したため、下期には急速な生産調整を招き、企業の景況感が著しく悪化し設備投資が減少、雇用不安の深刻化から個人消費も一段と減速し、マイナス成長に陥りました。

このような経済情勢の下、日経平均株価は米国経済の回復期待等から6月に14,000円台に上昇しましたが、その後は円高進行、業績悪化懸念等により急落し10月には一時7,000円を割り込みました。年度末にかけて大型経済対策への期待が高まり3月末は8,109円となりました。

長期金利（10年国債利回り）は、原材料価格の上昇によるインフレ懸念の高まりから6月には1.9%に接近しましたが、世界的な金融不安や景気後退により12月末には1.2%を割り込みました。その後は景気対策に伴う国債増発が懸念され3月末には1.35%となりました。

ロ. 当社の運用方針

当社は、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、安定的な収益を確保することを基本方針として、長期の円建ての公社債を中心に資産の運用を行っています。

ハ. 運用実績の概況

平成20年度末の総資産は429,022百万円、運用資産は415,266百万円となりました。増加資産につきましては、国債を中心に配分しました。

なお、資産運用収支は9,311百万円となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	9,948	2.8%	13,146	3.1%
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	32,127	7.5
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	37,087	10.5	36,296	8.5
有 価 証 券	287,895	81.1	321,164	74.8
公 社 債	280,375	79.0	315,384	73.5
株 式	6,542	1.8	4,841	1.1
外 国 証 券	977	0.3	938	0.2
公 社 債	977	0.3	938	0.2
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	10,676	3.0	12,519	2.9
保 険 約 款 貸 付	10,676	3.0	12,519	2.9
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	13	0.0	11	0.0
繰 延 税 金 資 産	1,167	0.3	4,883	1.1
そ の 他	8,230	2.3	8,875	2.1
貸 倒 引 当 金	△ 3	△ 0.0	△ 2	△ 0.0
合 計	355,015	100.0	429,022	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	△ 1,292	3,198
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	32,127
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	3,626	△ 791
有 価 証 券	36,012	33,269
公 社 債	40,654	35,008
株 式	△ 4,623	△ 1,700
外 国 証 券	△ 19	△ 38
公 社 債	△ 19	△ 38
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	1,995	1,842
保 険 約 款 貸 付	1,995	1,842
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	0	△ 1
繰 延 税 金 資 産	1,167	3,716
そ の 他	504	644
貸 倒 引 当 金	△ 3	0
合 計	42,010	74,006
うち外貨建資産	—	—

(2) 運用利回り

区 分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	— %	0.02 %
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	0.54	0.41
買 入 金 銭 債 権	0.58	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	1.83	1.80
有 価 証 券	2.61	2.76
うち 公 社 債	2.12	2.73
うち 株 式	40.18	5.44
うち 外 国 証 券	2.45	2.45
貸 付 金	3.03	3.03
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	2.39	2.34

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
現預金・コールローン	9,253	10,115
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	888	30,918
買 入 金 銭 債 権	27	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	35,638	37,000
有 価 証 券	261,778	300,012
うち 公 社 債	257,431	296,127
うち 株 式	3,346	2,885
うち 外 国 証 券	1,000	1,000
貸 付 金	9,631	11,575
うち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	14	13
一 般 勘 定 計	324,632	398,030
うち 海 外 投 融 資	1,000	1,000

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
利息及び配当金等収入	6,101	7,051
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	651	665
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,154	1,731
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	—	—
合 計	7,907	9,448

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
支 払 利 息	122	126
商品有価証券運用損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	5	3
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸倒引当金繰入額	3	0
貸 付 金 償 却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	2	6
合 計	134	137

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
預 貯 金 利 息	—	0
有価証券利息・配当金	5,677	6,551
公 社 債 利 息	5,452	6,370
株 式 配 当 金	200	157
外国証券利息配当金	24	24
貸 付 金 利 息	291	350
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	6,101	7,051

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
国 債 等 債 券	9	1,731
株 式 等	1,144	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	1,154	1,731

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
国 債 等 債 券	5	3
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	5	3

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	186,759	64.9%	210,615	65.6%
地 方 債	26,008	9.0	46,363	14.4
社 債	67,608	23.5	58,405	18.2
うち公社・公団債	33,980	11.8	50,342	15.7
株 式	6,542	2.3	4,841	1.5
外 国 証 券	977	0.3	938	0.3
公 社 債	977	0.3	938	0.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	287,895	100.0	321,164	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	706	6,735	514	10,103	20,760	147,939	186,759
地 方 債	302	970	946	602	523	22,662	26,008
社 債	400	13,369	4,566	109	10,473	38,688	67,608
株 式						6,542	6,542
外 国 証 券	—	—	497	—	—	479	977
公 社 債	—	—	497	—	—	479	977
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,409	21,075	6,523	10,816	31,757	216,313	287,895

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	801	714	1,234	11,491	11,349	185,023	210,615
地 方 債	333	646	901	—	3,027	41,453	46,363
社 債	663	1,318	687	826	7,020	47,888	58,405
株 式						4,841	4,841
外 国 証 券	—	490	—	—	—	448	938
公 社 債	—	490	—	—	—	448	938
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,798	3,170	2,824	12,317	21,397	279,655	321,164

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	平成19年度	平成20年度
公 社 債	2.13%	2.17%
外 国 公 社 債	2.45	2.45

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分		平成19年度末		平成20年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—%	—	—%
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学 品	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	29	0.5	16	0.3
	輸 送 用 機 器	4,640	70.9	3,281	67.8
	精 密 機 器	1,872	28.6	1,544	31.9
	そ の 他 製 品	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス 業		—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証券、商品先物取引業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	—	—
合 計		6,542	100.0	4,841	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末残高	平成20年度末残高
保 険 約 款 貸 付	10,676	12,519
契 約 者 貸 付	8,905	10,692
保 険 料 振 替 貸 付	1,770	1,827
一 般 貸 付	—	—
(う ち 非 居 住 者 貸 付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	10,676	12,519

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円)

平成19年度	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	— %
	建 物	12	2	—(—)	2	13	4	25.8
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	163	42	3(—)	80	121	269	68.8
	合 計	175	45	3(—)	82	134	273	67.0

(単位：百万円)

平成20年度	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	— %
	建 物	13	—	—(—)	1	11	6	36.7
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	121	111	0(—)	87	145	351	70.8
	合 計	134	111	0(—)	89	156	358	69.6

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	平成19年度末	平成20年度末
不 動 産 残 高	13	11
営 業 用	13	11
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
有 形 固 定 資 産	0	—
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	0	—
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	0	—

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
有 形 固 定 資 産	2	0
土 地	—	—
建 物	—	—
そ の 他	2	0
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	2	0

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	— %	—	— %
公社債(円建外債)・その他	977	100.0	938	100.0
小 計	977	100.0	938	100.0

二. 合計

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末		平成20年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	977	100.0 %	938	100.0 %

② 地域別構成

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末								平成20年度末							
	外国証券						非居住者		外国証券						非居住者	
	公社債				株式等		貸 付		公社債				株式等		貸 付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	977	100.0	977	100.0	—	—	—	—	938	100.0	938	100.0	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	977	100.0	977	100.0	—	—	—	—	938	100.0	938	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

平成19年度	平成20年度
2.45%	2.45%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

VI-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分		平成19年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
	満期保有目的の債券	177,924	174,067	△ 3,857	1,955	5,812
	責任準備金対応債券	1,523	1,530	6	6	—
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	137,135	145,535	8,399	8,628	229
	公 社 債	96,249	100,927	4,677	4,689	11
	株 式	2,885	6,542	3,656	3,656	—
	外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
	公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—
	そ の 他	37,000	37,087	87	283	195
合 計		316,583	321,132	4,549	10,591	6,041
公 社 債		275,697	276,525	827	6,651	5,823
株 式		2,885	6,542	3,656	3,656	—
外 国 証 券	外 国 証 券	1,000	977	△ 22	—	22
	公 社 債	1,000	977	△ 22	—	22
	株 式 等	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金		—	—	—	—	—
そ の 他		37,000	37,087	87	283	195

（注）1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、37,000百万円、87百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分		平成20年度末				
		帳簿価額	時 価	差	損 益	
					うち差益	うち差損
	満期保有目的の債券	239,709	246,637	6,927	10,358	3,430
	責任準備金対応債券	4,534	4,689	154	154	—
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	そ の 他 有 価 証 券	109,756	113,217	3,461	4,280	818
	公 社 債	68,870	71,140	2,269	2,306	36
	株 式	2,885	4,841	1,956	1,959	2
	外 国 証 券	1,000	938	△ 61	—	61
	公 社 債	1,000	938	△ 61	—	61
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	そ の 他	37,000	36,296	△ 703	14	718
	合 計	353,999	364,544	10,544	14,793	4,248
	公 社 債	313,114	322,466	9,352	12,819	3,466
	株 式	2,885	4,841	1,956	1,959	2
	外 国 証 券	1,000	938	△ 61	—	61
	公 社 債	1,000	938	△ 61	—	61
	株 式 等	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	そ の 他	37,000	36,296	△ 703	14	718

(注) 1. 本表には、CD(譲渡性預金)等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、37,000百万円、△703百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末					平成20年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益			貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
金銭の信託	37,087	37,087	—	—	—	36,296	36,296	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成19年度末					平成20年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	37,000	37,087	87	283	195	37,000	36,296	△703	14	718

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

VII. 保険会社の運営

VII-1 リスク管理の体制

p.40～42 Ⅲ-8 リスク管理態勢をご参照ください。

VII-2 法令遵守の体制

p.43～45 Ⅲ-9 コンプライアンス（法令等遵守）態勢をご参照ください。

VII-3 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

p.45 Ⅲ-10 第三分野における責任準備金の確認をご参照ください。

VII-4 個人データ保護について

p.46～47 Ⅲ-11 お客様情報の保護をご参照ください。

VII-5 反社会的勢力排除のための基本方針

p.38 Ⅲ-6 反社会的勢力排除に向けた取組みをご参照ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

VIII-1 特別勘定資産残高の状況

該当ありません。

VIII-2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

該当ありません。

VIII-3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

IX-1 保険会社及びその子会社等の概況

該当ありません。

IX-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

該当ありません。

IX-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

該当ありません。

日本興亜生命の現状 2009

2009年7月

日本興亜生命保険株式会社
経営企画部 企画グループ

〒104-8407 東京都中央区築地三丁目4番2号
TEL 03 (5565) 8080 (代表)
FAX 03 (5565) 8365



日本興亜生命保険株式会社

東京都中央区築地3-4-2 〒104-8407 Tel.03-5565-8080
URL.<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>